



TOKIO MARINE
ASSET MGT

東京海上セレクション・外国株式インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

投資信託説明書
(請求目論見書)

2026年1月

東京海上アセットマネジメント

この「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上セレクション・外国株式インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 1 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 1 月 16 日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 長澤 和哉
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

東京海上セレクション・外国株式インデックス

※上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

●委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

無手数料とします。

(6) 【申込単位】

① 申込単位は販売会社が定めます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2026年1月16日から2026年7月15日まで

※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

MSCI コクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標として運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／株式／インデックス型に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI コクサイ 指数 (配当込み、円 ヘッジなし・円ベー ス))
その他資産 (投資信託証券 (株 式 (一般)))		アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われぬファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来からの信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの目的

MSCI コクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果の達成を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1

主に外国の株式に投資します。

- 主に外国の株式を主要投資対象として運用する「TMA外国株式インデックスマザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。
- ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。原則として、マザーファンドの組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

2

MSCI コクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果の達成を目標とします。

- MSCI コクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとします。
※MSCI社が公表する指数(米ドルベース)の前日値を、委託会社が当日の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)で円換算したものを使用します。なお、指数(米ドルベース)は税引前配当込みです。

3

お申込み時の手数料はありません。

<マザーファンドが対象とする指数について>

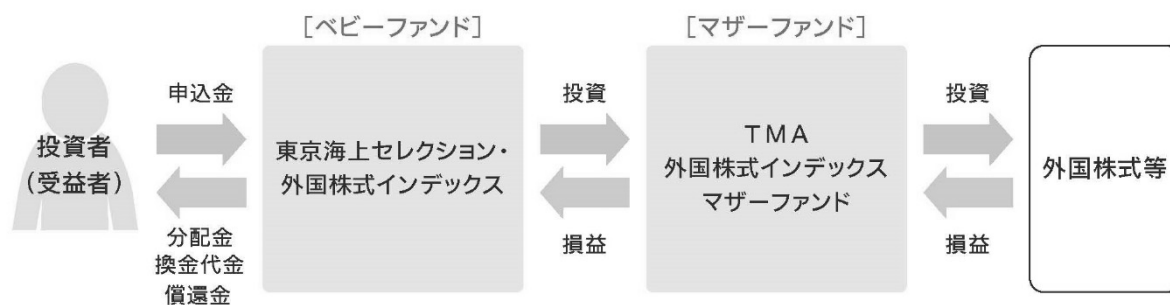
- MSCI コクサイ指数とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ等	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

◎年1回決算を行います。

- 4月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配				👛								

Ⓐ上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

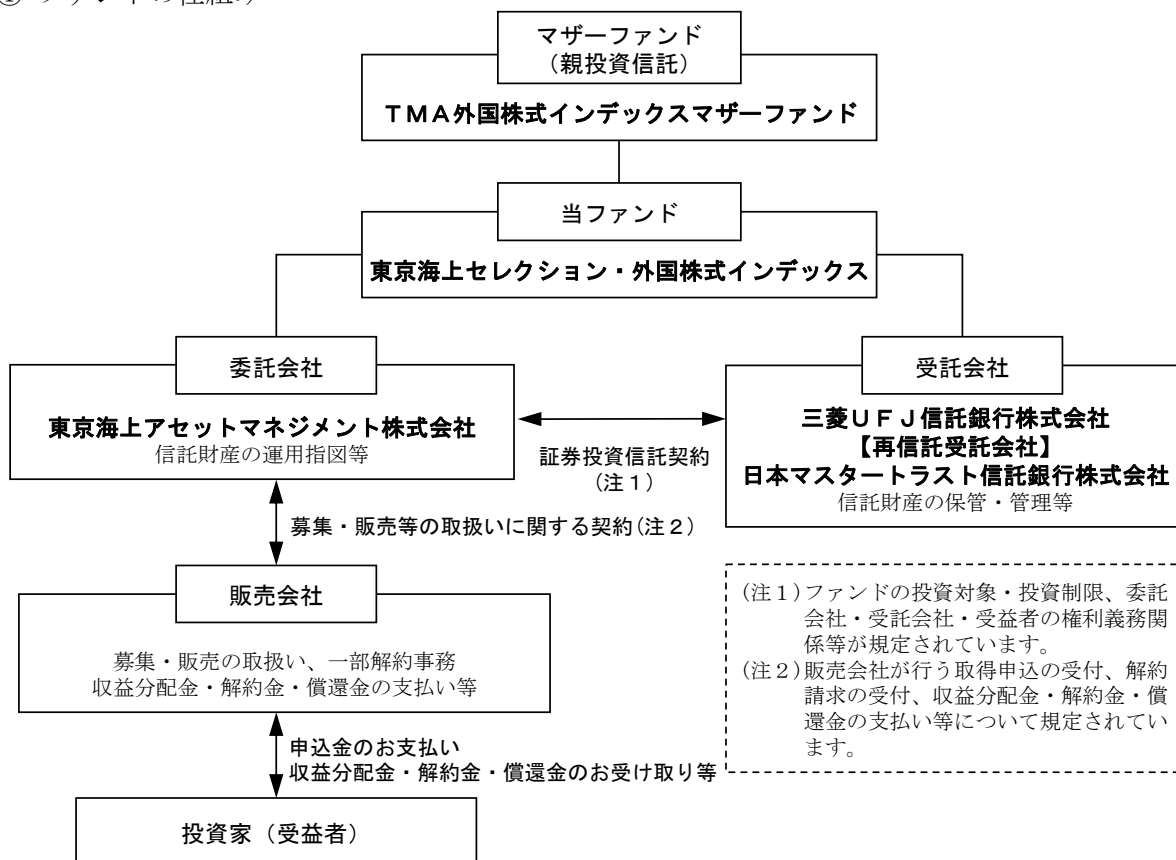
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年4月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円 (2025年10月末日現在)
- ・会社の沿革

1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

1987年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年9月 金融商品取引業者として登録

2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

- ・大株主の状況 (2025年10月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

MSCI コクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「TMA外国株式インデックスマザーファンド受益証券」（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）に投資します。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか外国の株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ①主として、外国の株式を主要投資対象とし、MSCI コクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。
- ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ③実質組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。
- ④信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額（マザーファンドにおいて行う同種の取引のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産（マザーファンドにおいて行う外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）および外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限（要約）

◇TMA外国株式インデックスマザーファンド

1. 基本方針

MSCI コクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とします。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として外国の株式に投資し、MSCI コクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
- ②組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払にかかわる為替予約取引等を行うことができます。
- ③信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引や外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を

実現する目的以外には利用しません。

- (8) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※運用にあたっては、リスクモデルを使用し、最適化法を用いてMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動するようポートフォリオを構築します。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ① 有価証券
 - ② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - ③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (10) コマーシャル・ペーパー
- (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
- (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
- (17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受

益証券に限ります。)

(20) 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

(21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

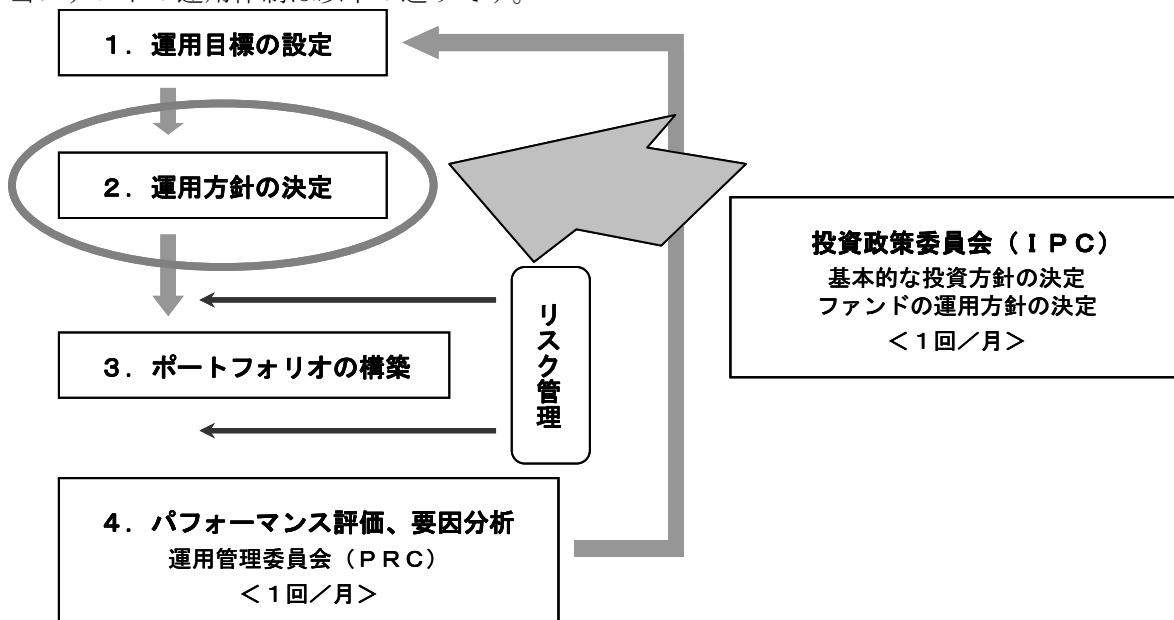
(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門(10名程度)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、2025年10月末日現在)

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ）
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- h. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

② 投資する株式等の範囲（約款）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託

会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 信用取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

④ 先物取引等（約款）

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限（約款）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 有価証券の貸付（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- ⑨ 有価証券の空売（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「⑩ 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑩ 有価証券の借入（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ⑪ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款）
- 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑫ 外国為替予約取引（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑬ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款）
- 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑭ 資金の借入（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

1. 投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

① 価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

④ 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤ M S C I コクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）との乖離リスク

当ファンドの投資成果はM S C I コクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、M S C I コクサイ指数の構成国、構成銘柄およびその構成比等が一致するとは限らないこと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

2. その他の留意事項

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ④ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

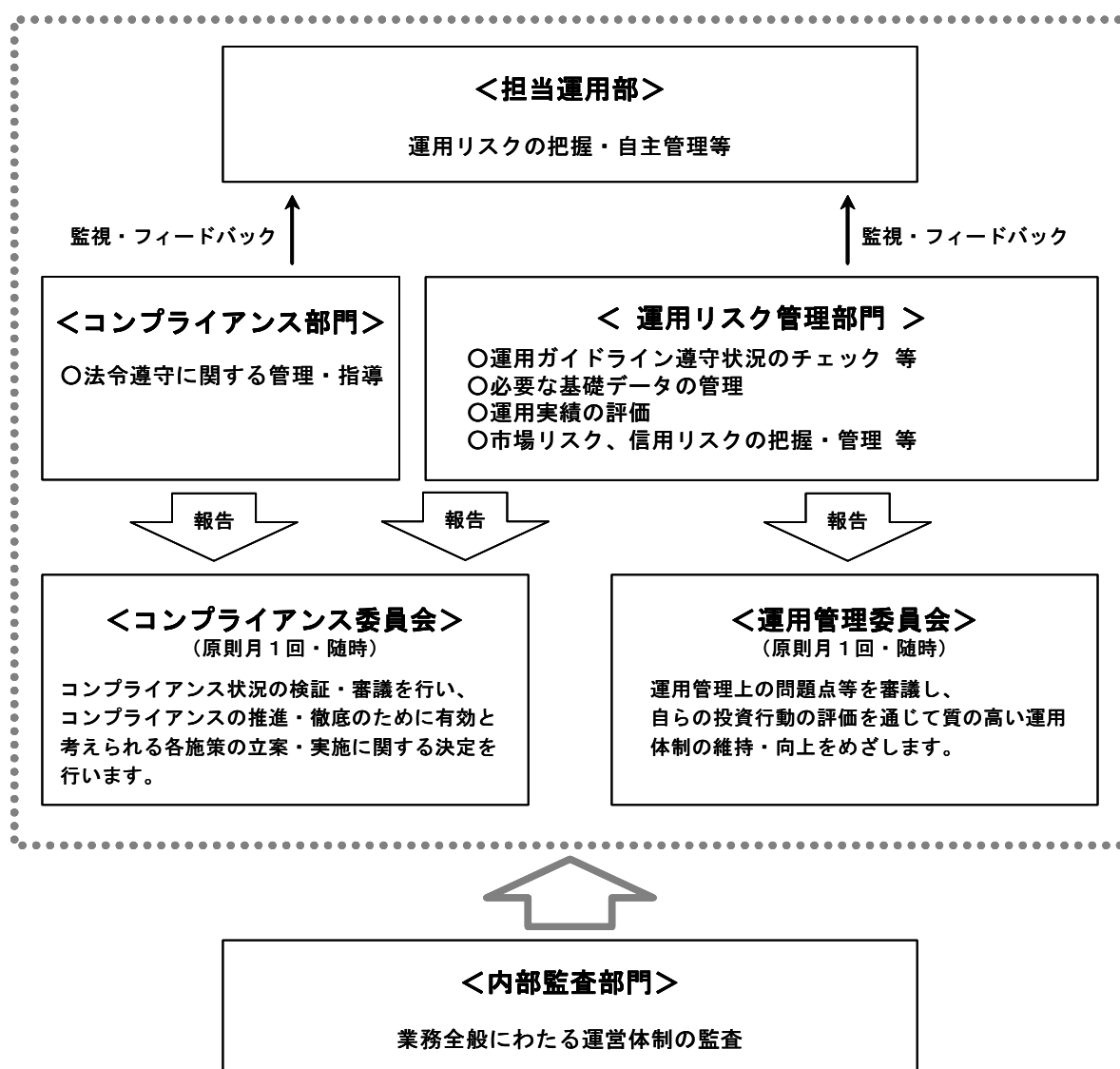
3. 管理体制

<リスク管理体制>

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



<流動性リスク管理>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

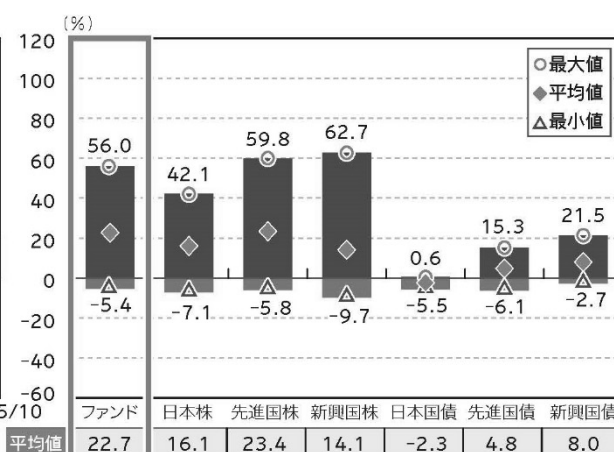


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものととして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下、JPXといいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる商標または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI (国債) に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等他の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金（解約）手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.22%（税抜0.2%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。
- ② ①の信託報酬（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社（税抜）* ¹	販売会社（税抜）* ²	受託会社（税抜）* ³
年率0.09%	年率0.09%	年率0.02%

* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、年66万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%*および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

*2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、「NISA」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

<確定拠出年金に対する課税>

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

（※1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数によ

り加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

* 上記は、2025年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年4月16日～2025年4月15日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.24%	0.22%	0.02%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は2025年10月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	122,333,867,618	100.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△11,467,364	△0.00
合計（純資産総額）		122,322,400,254	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	292,400,755,684	72.40
	カナダ	13,813,050,841	3.42
	ドイツ	9,921,797,900	2.45
	イタリア	2,815,334,676	0.69
	フランス	9,934,072,860	2.45
	オーストラリア	6,428,162,760	1.59
	イギリス	14,970,675,036	3.70
	スイス	10,434,179,784	2.58
	バミューダ	402,966,437	0.09
	香港	1,648,702,731	0.40
	シンガポール	1,450,682,028	0.35
	ニュージーランド	302,748,587	0.07
	オランダ	6,859,550,784	1.69
	スペイン	3,708,930,869	0.91
	ベルギー	824,039,157	0.20
	スウェーデン	3,121,327,265	0.77
	ノルウェー	656,173,650	0.16
	オーストリア	266,316,858	0.06
	ルクセンブルク	733,679,300	0.18
	フィンランド	1,212,434,290	0.30
	デンマーク	1,988,791,962	0.49
	アイルランド	6,736,648,889	1.66
	イスラエル	642,311,405	0.15
ポルトガル	228,851,545	0.05	
ケイマン	245,052,810	0.06	
リベリア	409,741,552	0.10	
パナマ	180,646,355	0.04	

	キュラソー	254,390,844	0.06
	ジャージー	521,571,533	0.12
	小計	393,113,588,392	97.34
投資証券	アメリカ	5,441,704,948	1.34
	フランス	213,649,840	0.05
	オーストラリア	387,772,686	0.09
	イギリス	97,932,765	0.02
	香港	78,701,304	0.01
	シンガポール	92,030,788	0.02
	小計	6,311,792,331	1.56
	コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		4,419,728,915
合計（純資産総額）		403,845,109,638	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,651,914,142	1.39
	買建	ドイツ	956,390,648	0.23
	買建	イギリス	476,354,553	0.11

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA外国株式インデックス マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	14,987,303,843	6.1883	92,747,063,245	8.1625	122,333,867,618	100.00

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA外国株式インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	816,517	22,507.84	18,378,038,892	31,265.34	25,528,688,969	6.32
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	499,173	34,957.58	17,449,882,577	41,822.73	20,876,782,594	5.16
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	235,910	65,600.36	15,475,783,286	81,019.61	19,113,337,610	4.73
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	株式	319,735	32,180.70	10,289,297,073	34,342.72	10,980,571,497	2.71
5	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	149,934	29,490.11	4,421,571,202	58,014.02	8,698,275,124	2.15
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	195,566	27,645.53	5,406,527,675	43,376.06	8,482,884,114	2.10
7	META PLATFORMS INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	72,840	92,381.40	6,729,061,831	102,703.02	7,480,888,486	1.85
8	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	株式	163,929	27,727.21	4,545,294,299	43,440.78	7,121,205,263	1.76
9	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	株式	97,234	49,620.19	4,824,770,526	67,819.40	6,594,352,511	1.63
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	株式	93,387	37,117.53	3,466,295,510	47,684.70	4,453,131,452	1.10
11	ELI LILLY AND COMPANY	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	27,032	127,463.81	3,445,601,847	130,137.44	3,517,875,548	0.87
12	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	金融サービス	株式	45,026	72,323.76	3,256,450,059	73,739.93	3,320,214,178	0.82
13	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	金融サービス	株式	57,287	48,604.68	2,784,416,360	53,169.12	3,045,899,549	0.75
14	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	株式	142,470	18,498.55	2,635,489,824	17,673.72	2,517,976,170	0.62
15	MASTERCARD INC - A	アメリカ	金融サービス	株式	28,583	82,127.63	2,347,454,277	85,322.08	2,438,761,241	0.60
16	NETFLIX INC	アメリカ	メディア・娯楽	株式	14,316	128,915.62	1,845,556,041	167,814.89	2,402,438,108	0.59
17	WALMART INC	アメリカ	生活必需品流通・小売り	株式	147,211	13,352.64	1,965,655,874	15,753.64	2,319,109,539	0.57
18	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	79,417	24,075.75	1,912,024,119	29,132.60	2,313,624,091	0.57
19	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	76,958	11,169.16	859,556,830	29,980.15	2,307,212,768	0.57
20	ORACLE CORPORATION	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	57,510	29,143.39	1,676,036,473	39,586.74	2,276,633,934	0.56
21	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	株式	13,210	112,225.44	1,482,498,133	167,165.62	2,208,257,906	0.54
22	ADVANCED MICRO DEVICES	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	54,711	22,215.05	1,215,407,928	39,270.84	2,148,547,146	0.53
23	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	生活必需品流通・小売り	株式	14,782	146,480.96	2,165,281,566	141,799.73	2,096,083,727	0.51
24	ABBVIE INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	59,375	30,625.84	1,818,409,314	35,165.61	2,087,958,687	0.51
25	HOME DEPOT INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	株式	33,291	62,085.52	2,066,889,050	58,488.65	1,947,145,813	0.48
26	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	銀行	株式	238,138	6,967.87	1,659,316,209	8,171.92	1,946,045,399	0.48

27	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	株式	76,487	25,757.81	1,970,137,995	23,050.27	1,763,046,613	0.43
28	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	資本財	株式	36,444	29,394.55	1,071,255,122	47,886.57	1,745,178,339	0.43
29	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	30,636	90,644.70	2,776,991,090	53,125.97	1,627,567,370	0.40
30	CHEVRON CORP	アメリカ	エネルギー	株式	64,125	23,648.64	1,516,469,204	23,657.43	1,517,032,827	0.37

b. 投資有価証券の種類

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	3.44
		素材	3.08
		資本財	7.53
		商業・専門サービス	1.24
		運輸	1.26
		自動車・自動車部品	2.09
		耐久消費財・アパレル	0.96
		消費者サービス	1.71
		メディア・娯楽	7.47
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.77
		生活必需品流通・小売り	1.62
		食品・飲料・タバコ	2.48
		家庭用品・パーソナル用品	1.10
		ヘルスケア機器・サービス	3.23
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.04
		銀行	6.40
		金融サービス	6.75
		保険	2.79
		ソフトウェア・サービス	10.28
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.03
電気通信サービス	1.05		
公益事業	2.74		
半導体・半導体製造装置	11.93		
不動産管理・開発	0.23		
投資証券		—	1.56
合計			98.90

②投資不動産物件

TMA外国株式インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数 先物取引	アメリカ	Chicago Mercantile Exchange	S&P 500 EMIN	買建	107	米ドル	36,349,037.50	36,676,925.00	5,651,914,142	1.39
	ドイツ	Eurex	DJ EU STX 50	買建	94	ユーロ	5,304,490.00	5,363,640.00	956,390,648	0.23
	イギリス	ICE Futures Europe Financials	FTSE 100 IDX	買建	24	英ポンド	2,303,340.00	2,349,120.00	476,354,553	0.11

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第6計算期間末	(2016年 4月15日)	730	730	1.7948	1.7948
第7計算期間末	(2017年 4月17日)	1,702	1,702	1.9861	1.9861
第8計算期間末	(2018年 4月16日)	4,486	4,486	2.2884	2.2884
第9計算期間末	(2019年 4月15日)	8,852	8,852	2.5433	2.5433
第10計算期間末	(2020年 4月15日)	14,573	14,573	2.3081	2.3081
第11計算期間末	(2021年 4月15日)	36,390	36,390	3.4680	3.4680
第12計算期間末	(2022年 4月15日)	31,029	31,029	4.2067	4.2067
第13計算期間末	(2023年 4月17日)	42,508	42,508	4.3206	4.3206
第14計算期間末	(2024年 4月15日)	73,155	73,155	5.9526	5.9526
第15計算期間末	(2025年 4月15日)	84,891	84,891	5.9282	5.9282
2024年10月末日		89,984	—	6.6749	—
11月末日		91,262	—	6.7066	—
12月末日		95,921	—	6.9729	—
2025年 1月末日		98,069	—	6.9848	—
2月末日		93,943	—	6.6155	—
3月末日		91,219	—	6.3748	—
4月末日		87,785	—	6.1023	—
5月末日		95,535	—	6.5395	—
6月末日		100,520	—	6.8500	—
7月末日		107,217	—	7.2308	—
8月末日		109,103	—	7.2859	—
9月末日		114,264	—	7.5508	—
10月末日		122,322	—	7.9890	—

② 【分配の推移】

該当事項はありません。

③ 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第6計算期間	2015年 4月16日～2016年 4月15日	△12.0
第7計算期間	2016年 4月16日～2017年 4月17日	10.7
第8計算期間	2017年 4月18日～2018年 4月16日	15.2
第9計算期間	2018年 4月17日～2019年 4月15日	11.1
第10計算期間	2019年 4月16日～2020年 4月15日	△9.2
第11計算期間	2020年 4月16日～2021年 4月15日	50.3
第12計算期間	2021年 4月16日～2022年 4月15日	21.3
第13計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	2.7
第14計算期間	2023年 4月18日～2024年 4月15日	37.8
第15計算期間	2024年 4月16日～2025年 4月15日	△0.4
第16中間計算期間	2025年 4月16日～2025年10月15日	29.6

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第6計算期間	2015年 4月16日～2016年 4月15日	232,618,818	71,308,402	407,134,669
第7計算期間	2016年 4月16日～2017年 4月17日	648,647,796	198,524,196	857,258,269
第8計算期間	2017年 4月18日～2018年 4月16日	1,485,635,526	382,235,422	1,960,658,373
第9計算期間	2018年 4月17日～2019年 4月15日	1,908,976,964	388,916,801	3,480,718,536
第10計算期間	2019年 4月16日～2020年 4月15日	3,651,309,495	818,296,107	6,313,731,924
第11計算期間	2020年 4月16日～2021年 4月15日	5,405,387,938	1,225,907,892	10,493,211,970
第12計算期間	2021年 4月16日～2022年 4月15日	4,174,656,470	7,291,777,827	7,376,090,613
第13計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	3,797,607,008	1,335,169,868	9,838,527,753
第14計算期間	2023年 4月18日～2024年 4月15日	3,956,195,353	1,505,062,730	12,289,660,376
第15計算期間	2024年 4月16日～2025年 4月15日	3,960,771,259	1,930,546,141	14,319,885,494
第16中間計算期間	2025年 4月16日～2025年10月15日	1,816,856,642	925,919,154	15,210,822,982

<参考情報>

基準日: 2025年10月31日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年4月28日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第11期	2021/04/15	0円
第12期	2022/04/15	0円
第13期	2023/04/17	0円
第14期	2024/04/15	0円
第15期	2025/04/15	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産構成

資産	比率
株式	98.9%
株式先物	1.8%
短期金融資産等	-0.7%
合計	100.0%

組入上位10銘柄

組入銘柄数: 983銘柄

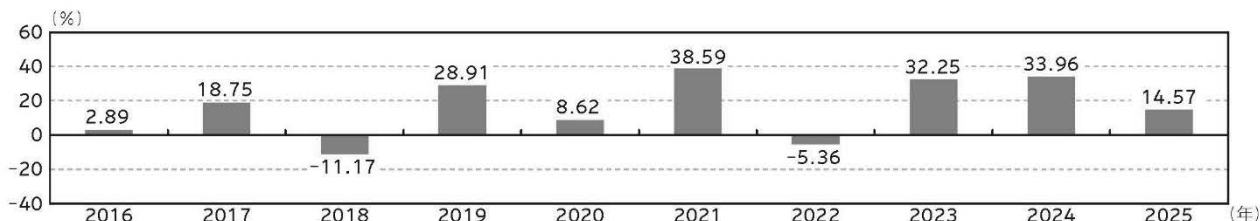
	銘柄	国・地域	業種	比率
1	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	6.3%
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.2%
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.7%
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	2.7%
5	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.2%
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	2.1%
7	META PLATFORMS INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	1.9%
8	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.8%
9	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.6%
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	1.1%

※業種はGICS (世界産業分類基準) 産業グループ分類です。
 ※比率は、純資産総額に占める割合です。
 ※株式には不動産投資信託証券 (REIT) を含む場合があります。
 ※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

組入上位10カ国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	76.2%
2	イギリス	3.8%
3	カナダ	3.4%
4	フランス	2.7%
5	ドイツ	2.5%
6	スイス	2.4%
7	オーストラリア	1.7%
8	オランダ	1.3%
9	スペイン	0.9%
10	イタリア	0.8%

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。
 ※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下に該当する日には、取得のお申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・英国証券取引所の休業日
 - ・フランクフルト証券取引所の休業日
- b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。
- c. 販売会社によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
なお、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
 - 委託会社サービスデスク
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016（営業日の9時～17時）
ホームページ
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>
- f. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（1）申込手数料」をご覧ください。
- g. 上記にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（本書において、同じ。））における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・英国証券取引所の休業日
 - ・フランクフルト証券取引所の休業日
- d. 解約単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取り扱いします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、2010年4月28日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年4月16日から翌年4月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる

多数をもって行います。

- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更」b. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に

対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第15期計算期間(2024年4月16日から2025年4月15日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・外国株式インデックスの2024年4月16日から2025年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・外国株式インデックスの2025年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

東京海上セレクション・外国株式インデックス

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第14期	第15期
		[2024年 4月15日現在]	[2025年 4月15日現在]
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		73,155,672,420	84,891,194,247
未収入金		152,861,920	170,168,420
流動資産合計		73,308,534,340	85,061,362,667
資産合計		73,308,534,340	85,061,362,667
負債の部			
流動負債			
未払解約金		84,379,735	67,740,016
未払受託者報酬		6,815,595	10,210,034
未払委託者報酬		61,340,247	91,890,224
その他未払費用		326,343	328,146
流動負債合計		152,861,920	170,168,420
負債合計		152,861,920	170,168,420
純資産の部			
元本等			
元本	※1	12,289,660,376	14,319,885,494
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		60,866,012,044	70,571,308,753
(分配準備積立金)		24,343,904,862	22,253,801,349
元本等合計		73,155,672,420	84,891,194,247
純資産合計		73,155,672,420	84,891,194,247
負債純資産合計		73,308,534,340	85,061,362,667

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第14期	第15期
		自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日	自 2024年 4月16日 至 2025年 4月15日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		18,076,785,215	△1,476,816,478
営業収益合計		18,076,785,215	△1,476,816,478
営業費用			
受託者報酬		12,196,606	19,063,837
委託者報酬		109,769,265	171,574,365
その他費用		656,292	658,095
営業費用合計		122,622,163	191,296,297
営業利益又は営業損失 (△)		17,954,163,052	△1,668,112,775
経常利益又は経常損失 (△)		17,954,163,052	△1,668,112,775
当期純利益又は当期純損失 (△)		17,954,163,052	△1,668,112,775
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		964,906,853	703,884,060
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		32,669,887,479	60,866,012,044
剰余金増加額又は欠損金減少額		16,323,810,815	21,762,685,454
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		16,323,810,815	21,762,685,454
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,116,942,449	9,685,391,910
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		5,116,942,449	9,685,391,910
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		60,866,012,044	70,571,308,753

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第15期 自 2024年 4月16日 至 2025年 4月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第14期 自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日	第15期 自 2024年 4月16日 至 2025年 4月15日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第14期 [2024年 4月15日現在]	第15期 [2025年 4月15日現在]
1. ※1 期首元本額	9,838,527,753円	12,289,660,376円
期中追加設定元本額	3,956,195,353円	3,960,771,259円
期中一部解約元本額	1,505,062,730円	1,930,546,141円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	12,289,660,376口	14,319,885,494口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日	第15期 自 2024年 4月16日 至 2025年 4月15日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,010,806,670円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(15,978,449,529円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (36,522,107,182円)及び分配準備積立金 (7,354,648,663円)より、分配対象額は 60,866,012,044円(1万口当たり49,526.16円)ですが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,198,190,696円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(48,317,507,404円)及び分配準備積立金(21,055,610,653円)より、分配対象額は70,571,308,753円(1万口当たり 49,282.02円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第14期 自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日	第15期 自 2024年 4月16日 至 2025年 4月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第14期 [2024年 4月15日現在]	第15期 [2025年 4月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第14期 (自 2023年4月18日 至 2024年4月15日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	17,201,528,814円
合計	17,201,528,814円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第15期 (自 2024年4月16日 至 2025年4月15日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△2,055,181,499円
合計	△2,055,181,499円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第14期 [2024年 4月15日現在]		第15期 [2025年 4月15日現在]	
1口当たり純資産額	5.9526円	1口当たり純資産額	5.9282円
(1万口当たり純資産額)	59,526円)	(1万口当たり純資産額)	59,282円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	TMA外国株式インデックスマザー ファンド	14,030,674,707	84,891,194,247	
親投資信託受益証券 合計		14,030,674,707	84,891,194,247	
合計		14,030,674,707	84,891,194,247	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年 4月15日現在]	[2025年 4月15日現在]
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,661,731,836	460,698,964
コール・ローン		636,285,556	483,423,284
株式		219,818,658,833	271,664,826,243
投資証券		4,148,612,677	5,172,816,173
派生商品評価勘定		7,193,930	3,362,780
未収入金		9,142,314	267,204
未収配当金		233,146,148	274,002,327
未収利息		1,154	6,204
差入委託証拠金		1,955,452,782	1,665,063,674
流動資産合計		228,470,225,230	279,724,466,853
資産合計		228,470,225,230	279,724,466,853
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		35,097,984	99,035,895
未払金		7,118	—
未払解約金		249,643,192	255,192,480
流動負債合計		284,748,294	354,228,375
負債合計		284,748,294	354,228,375
純資産の部			
元本等			
元本	※1	37,646,863,761	46,173,551,296
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		190,538,613,175	233,196,687,182
元本等合計		228,185,476,936	279,370,238,478
純資産合計		228,185,476,936	279,370,238,478
負債純資産合計		228,470,225,230	279,724,466,853

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年 4月16日 至 2025年 4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日	自 2024年 4月16日 至 2025年 4月15日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 4月15日現在]	[2025年 4月15日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	29,430,310,135円	37,646,863,761円
同期中における追加設定元本額	12,421,477,040円	11,949,162,994円
同期中における一部解約元本額	4,204,923,414円	3,422,475,459円
同期末における元本額	37,646,863,761円	46,173,551,296円
元本の内訳*		
東京海上セレクション・外国株式インデックス	12,069,503,138円	14,030,674,707円
東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)	210,430,249円	310,173,594円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	208,693,920円	253,784,710円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	121,021,787円	152,558,030円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	79,535,781円	100,709,674円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	128,580,639円	157,887,223円
TMA外国株式インデックスVA<適格機関投資家限定>	3,133,855円	1,249,645円
東京海上・世界インデックス・バランス40<適格機関投資家限定>	197,672,461円	206,542,602円
東京海上・世界インデックス・バランス60<適格機関投資家限定>	1,705,699,392円	1,854,938,372円
先進国株式インデックス(適格機関投資家専用)	2,348,641,809円	3,038,127,208円
東京海上セレクション・外国株式インデックス2<適格機関投資家限定>	20,573,950,730円	26,066,905,531円
計	37,646,863,761円	46,173,551,296円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	37,646,863,761口	46,173,551,296口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日	自 2024年 4月16日 至 2025年 4月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項	同左

	<p>に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、先物取引及び為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。</p>	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 4月15日現在]	[2025年 4月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

	額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2023年4月18日 至 2024年4月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	28,625,284,954円
投資証券	290,444,397円
合計	28,915,729,351円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年11月11日から2024年4月15日まで)を指しております。

(自 2024年4月16日 至 2025年4月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	△24,229,410,864円
投資証券	△534,507,240円
合計	△24,763,918,104円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月12日から2025年4月15日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

(2024年4月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	4,692,953,728	—	4,665,053,947	△27,899,781
	S&P 500 EMIN	3,715,781,839	—	3,687,471,154	△28,310,685
	DJ EU STX 50	647,303,381	—	640,528,000	△6,775,381
	FTSE 100 IDX	329,868,508	—	337,054,793	7,186,285
	合 計	4,692,953,728	—	4,665,053,947	△27,899,781

(2025年4月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,002,494,325	—	2,906,821,210	△95,673,115
	S&P 500 EMIN	2,364,405,970	—	2,305,452,523	△58,953,447
	DJ EU STX 50	428,570,061	—	401,592,900	△26,977,161
	FTSE 100 IDX	209,518,294	—	199,775,787	△9,742,507
	合 計	3,002,494,325	—	2,906,821,210	△95,673,115

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2) 通貨関連
(2024年4月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	499,915,957	—	499,911,684	△4,273
	米ドル	400,410,540	—	400,407,147	△3,393
	加ドル	35,097,457	—	35,097,079	△378
	ユーロ	14,702,760	—	14,702,643	△117
	英ポンド	9,554,750	—	9,554,665	△85
	スイスフラン	30,219,750	—	30,219,480	△270
	豪ドル	9,930,700	—	9,930,670	△30
合 計		499,915,957	—	499,911,684	△4,273

(注)1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2025年4月15日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 4月15日現在]		[2025年 4月15日現在]	
1口当たり純資産額	6.0612円	1口当たり純資産額	6.0504円
(1万口当たり純資産額)	60,612円)	(1万口当たり純資産額)	60,504円)

(3) 附属明細表
 第1 有価証券明細表
 (1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
米ドル	株	米ドル	米ドル	
BAKER HUGHES COMPANY	34,316	37.81	1,297,487.96	
CHENIERE ENERGY INC	6,789	221.65	1,504,781.85	
CHEVRONTEXACO CORP	52,049	135.32	7,043,270.68	
CONOCOPHILLIPS	41,955	86.45	3,627,009.75	
COTERRA ENERGY INC	30,003	25.22	756,675.66	
DEVON ENERGY CORPORATION	25,007	28.73	718,451.11	
DIAMONDBACK ENERGY INC	7,125	127.64	909,435.00	
EOG RESOURCES INC	18,897	107.64	2,034,073.08	
EXXON MOBIL CORPORATION	135,854	103.39	14,045,945.06	
HALLIBURTON CO	27,983	21.25	594,638.75	
HESS CORP	9,836	127.91	1,258,122.76	
KINDER MORGAN INC	61,713	26.80	1,653,908.40	
MARATHON PETROLEUM CORP	10,787	124.85	1,346,756.95	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	25,630	37.90	971,377.00	
ONEOK INC	21,234	83.38	1,770,490.92	
PHILLIPS 66	13,237	97.82	1,294,843.34	
SCHLUMBERGER LTD	42,856	33.92	1,453,675.52	
TARGA RESOURCES CORP	7,059	164.73	1,162,829.07	
VALERO ENERGY CORP	9,913	110.33	1,093,701.29	
WILLIAMS COS INC	38,818	57.36	2,226,600.48	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	6,997	272.58	1,907,242.26	
ALBEMARLE CORP	5,053	57.39	289,991.67	
AMCOR PLC	42,499	9.54	405,440.46	
AVERY DENNISON CORP	2,105	172.28	362,649.40	
BALL CORP	8,703	48.80	424,706.40	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	5,395	72.41	390,651.95	
CORTEVA INC	20,762	60.29	1,251,740.98	
CRH PUBLIC LIMITED COMPANY	21,718	85.78	1,862,970.04	
CROWN HOLDINGS INC	4,165	86.04	358,356.60	
DOW INC	21,934	28.88	633,453.92	
DUPONT DE NEMOURS INC	11,932	60.97	727,494.04	
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	3,994	79.37	317,003.78	
ECOLAB INC	7,756	238.62	1,850,736.72	
FREEPORT-MCMORAN INC	49,763	33.75	1,679,501.25	

INTERNATIONAL PAPER CO	17,014	47.58	809,526.12
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	9,560	73.48	702,468.80
LINDE PLC	14,231	446.03	6,347,452.93
LyondellBasell Industries NV	7,540	57.45	433,173.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	1,984	502.93	997,813.12
NEWMONT CORPORATION	36,818	54.79	2,017,258.22
NUCOR CORP	7,960	110.82	882,127.20
PACKAGING CORP OF AMERICA	3,174	190.65	605,123.10
PPG INDUSTRIES INC	6,214	101.48	630,596.72
RPM INTERNATIONAL INC	4,599	105.88	486,942.12
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	7,563	341.02	2,579,134.26
SMURFIT WESTROCK PLC	19,095	41.44	791,296.80
STEEL DYNAMICS INC	5,209	118.75	618,568.75
VULCAN MATERIALS CO	4,420	243.48	1,076,181.60
3M CO	17,234	136.01	2,343,996.34
ALLEGION PLC	3,050	126.29	385,184.50
AMETEK INC	7,033	161.36	1,134,844.88
AXON ENTERPRISE INC	2,475	574.83	1,422,704.25
BOEING CO	23,480	159.28	3,739,894.40
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	4,635	119.50	553,882.50
CARLISLE COS INC	1,621	354.67	574,920.07
CARRIER GLOBAL CORP	26,551	60.59	1,608,725.09
CATERPILLAR INC	14,888	298.12	4,438,410.56
CUMMINS INC	4,434	288.57	1,279,519.38
DEERE & CO	8,103	467.67	3,789,530.01
DOVER CORP	4,408	163.66	721,413.28
EATON CORP PLC	12,603	277.83	3,501,491.49
EMERSON ELECTRIC CO	18,014	101.04	1,820,134.56
FASTENAL CO	17,751	81.30	1,443,156.30
FERGUSON ENTERPRISES INC	6,279	166.53	1,045,641.87
FORTIVE CORP	10,792	66.01	712,379.92
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	5,041	51.54	259,813.14
GE VERNOVA INC	9,075	322.30	2,924,872.50
GENERAL DYNAMICS CORP	6,732	278.78	1,876,746.96
GENERAL ELECTRIC CO	33,641	186.00	6,257,226.00
GRACO INC	5,562	79.76	443,625.12
HEICO CORP	2,874	203.39	584,542.86
HEICO CORP	1,267	254.10	321,944.70
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	19,722	200.25	3,949,330.50

HOWMET AEROSPACE INC	13,488	127.46	1,719,180.48
HUBBELL INC	2,077	350.51	728,009.27
IDEX CORP	2,679	169.86	455,054.94
ILLINOIS TOOL WORKS INC	8,387	233.55	1,958,783.85
INGERSOLL-RAND INC	13,403	73.37	983,378.11
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	4,800	39.67	190,416.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	21,287	78.50	1,671,029.50
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	5,159	222.69	1,148,857.71
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,246	558.64	696,065.44
LOCKHEED MARTIN CORP	6,203	475.34	2,948,534.02
MASCO CORP	7,164	62.41	447,105.24
NORDSON CORP	2,074	184.45	382,549.30
NORTHROP GRUMMAN CORP	3,952	535.82	2,117,560.64
OTIS WORLDWIDE CORP	11,027	98.52	1,086,380.04
OWENS CORNING	3,219	140.23	451,400.37
PACCAR INC	16,675	89.55	1,493,246.25
PARKER HANNIFIN CORP	4,003	569.61	2,280,148.83
PENTAIR PLC	6,577	82.79	544,509.83
QUANTA SERVICES INC	5,122	274.30	1,404,964.60
ROCKWELL AUTOMATION INC	3,707	233.42	865,287.94
RTX CORPORATION	40,568	129.14	5,238,951.52
SMITH (A. O.) CORP	4,002	65.20	260,930.40
SNAP-ON INC	1,869	336.89	629,647.41
STANLEY BLACK & DECKER INC	5,659	60.10	340,105.90
TEXTRON INC	6,155	65.99	406,168.45
TRANE TECHNOLOGIES PLC	7,150	347.49	2,484,553.50
TRANSDIGM GROUP INC	1,745	1,337.13	2,333,291.85
UNITED RENTALS INC	2,180	596.83	1,301,089.40
VERTIV HOLDINGS CO	12,958	71.57	927,404.06
WABTEC CORP/DE	6,295	173.28	1,090,797.60
WW GRAINGER INC	1,352	1,000.20	1,352,270.40
XYLEM INC	8,294	109.70	909,851.80
AUTOMATIC DATA PROCESSING	12,517	301.56	3,774,626.52
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	4,160	112.03	466,044.80
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	3,939	236.53	931,691.67
CINTAS CORP	11,575	209.62	2,426,351.50
COPART INC	27,135	59.83	1,623,487.05
EQUIFAX INC	4,267	224.32	957,173.44
JACOBS SOLUTIONS INC	4,121	117.88	485,783.48

LEIDOS HOLDINGS INC	4,677	142.98	668,717.46
PAYCHEX INC	10,041	149.07	1,496,811.87
PAYCOM SOFTWARE INC	2,191	218.27	478,229.57
REPUBLIC SERVICES INC	6,822	245.56	1,675,210.32
ROLLINS INC	10,153	55.69	565,420.57
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	8,816	77.38	682,182.08
TRANSUNION	7,529	74.78	563,018.62
VERALTO CORP	7,783	90.68	705,762.44
VERISK ANALYTICS INC	3,992	295.10	1,178,039.20
WASTE CONNECTIONS INC	8,023	195.79	1,570,823.17
WASTE MANAGEMENT INC	12,354	232.30	2,869,834.20
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	3,978	92.37	367,447.86
CSX CORP	55,937	28.27	1,581,338.99
DELTA AIR LINES INC	8,264	40.30	333,039.20
EXPEDITORS INTL WASH INC	3,620	112.05	405,621.00
FEDEX CORP	6,993	210.45	1,471,676.85
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	3,014	137.82	415,389.48
NORFOLK SOUTHERN CORP	7,093	221.40	1,570,390.20
OLD DOMINION FREIGHT LINE INC	6,301	155.11	977,348.11
SOUTHWEST AIRLINES CO	8,560	25.56	218,793.60
UBER TECHNOLOGIES INC	59,541	73.10	4,352,447.10
UNION PACIFIC CORP	18,378	222.27	4,084,878.06
UNITED PARCEL SERVICE CL B	22,102	98.67	2,180,804.34
APTIV PLC	8,443	50.10	422,994.30
FORD MOTOR CO	124,233	9.71	1,206,302.43
GENERAL MOTORS CO	34,857	45.14	1,573,444.98
TESLA INC	89,900	252.35	22,686,265.00
DECKERS OUTDOOR CORP	5,339	107.15	572,073.85
DR HORTON INC	9,031	121.02	1,092,931.62
GARMIN LTD	5,142	192.10	987,778.20
LENNAR CORP-CL A	7,719	106.07	818,754.33
LULULEMON ATHLETICA INC	3,571	259.76	927,602.96
NIKE INC -CL B	36,225	55.41	2,007,227.25
NVR INC	95	7,240.98	687,893.10
PULTE HOMES INC	7,424	95.44	708,546.56
AIRBNB INC-CLASS A	14,236	113.22	1,611,799.92
BOOKING HOLDINGS INC	1,038	4,556.84	4,729,999.92
CHIPOTLE MEXICAN GRILL-CL A	43,630	49.46	2,157,939.80
DARDEN RESTAURANTS INC	4,612	199.27	919,033.24

DOMINO'S PIZZA INC	1,226	475.87	583,416.62
DOORDASH INC - A	11,682	181.85	2,124,371.70
EXPEDIA GROUP INC	4,970	149.23	741,673.10
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	6,145	232.58	1,429,204.10
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	8,151	210.13	1,712,769.63
LAS VEGAS SANDS CORP	15,686	32.12	503,834.32
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	7,837	223.49	1,751,491.13
MCDONALD'S CORP	21,814	316.07	6,894,750.98
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	8,695	191.82	1,667,874.90
STARBUCKS CORP	35,290	85.49	3,016,942.10
YUM! BRANDS INC	8,834	146.00	1,289,764.00
ALPHABET INC-CL A	179,746	159.07	28,592,196.22
ALPHABET INC-CL C	155,504	161.47	25,109,230.88
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	2,872	340.40	977,628.80
COMCAST CORP-CL A	111,713	34.15	3,814,998.95
ELECTRONIC ARTS INC	7,535	145.50	1,096,342.50
FOX CORP-CLASS A	11,310	49.53	560,184.30
FOX CORP-CLASS B	6,142	46.04	282,777.68
INTERPUBLIC GROUP COS INC	9,676	25.01	241,996.76
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	8,245	78.49	647,150.05
LIVE NATION	6,294	128.40	808,149.60
META PLATFORMS INC-A	67,655	531.48	35,957,279.40
NETFLIX INC	13,210	931.28	12,302,208.80
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	15,632	26.28	410,808.96
OMNICOM GROUP	6,381	76.54	488,401.74
PINTEREST INC- CLASS A	20,556	25.85	531,372.60
ROKU INC	5,655	59.50	336,472.50
SEA LTD-ADR	12,220	118.73	1,450,880.60
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	4,902	549.17	2,692,031.34
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	6,205	212.95	1,321,354.75
THE WALT DISNEY CO	54,919	84.66	4,649,442.54
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	14,377	48.64	699,297.28
WARNER BROS DISCOVERY INC	83,310	8.02	668,146.20
AMAZON.COM INC	293,448	182.12	53,442,749.76
AUTOZONE INC	532	3,680.78	1,958,174.96
BEST BUY COMPANY INC	7,261	61.76	448,439.36
BURLINGTON STORES INC	2,495	239.45	597,427.75
CARMAX INC	6,833	67.50	461,227.50
EBAY INC	16,151	66.07	1,067,096.57

GENUINE PARTS CO	5,358	116.23	622,760.34
HOME DEPOT INC	31,008	357.20	11,076,057.60
LKQ CORP	10,563	42.14	445,124.82
LOWE'S COMPANIES	17,628	224.14	3,951,139.92
MERCADOLIBRE INC	1,476	2,037.12	3,006,789.12
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,845	1,414.20	2,609,199.00
POOL CORP	1,577	311.55	491,314.35
ROSS STORES INC	10,693	143.66	1,536,156.38
TJX COMPANIES INC	35,418	130.60	4,625,590.80
TRACTOR SUPPLY COMPANY	18,176	52.17	948,241.92
ULTA BEAUTY INC	1,611	366.25	590,028.75
COSTCO WHOLESALE CORP	13,823	979.32	13,537,140.36
DOLLAR GENERAL CORP	7,241	90.31	653,934.71
DOLLAR TREE INC	7,235	73.71	533,291.85
KROGER CO	20,723	69.08	1,431,544.84
SYSCO CORP	13,794	71.84	990,960.96
TARGET CORP	13,959	94.65	1,321,219.35
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	30,677	10.91	334,686.07
WALMART INC	137,607	94.73	13,035,511.11
ALTRIA GROUP INC	49,641	57.13	2,835,990.33
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	14,582	46.43	677,042.26
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	8,306	34.45	286,141.70
BUNGE GLOBAL SA	4,113	77.07	316,988.91
COCA-COLA COMPANY	125,007	72.45	9,056,757.15
COCA-COLA EURO PACIFIC PARTNERS PLC	7,228	87.96	635,774.88
CONAGRA BRANDS INC	14,187	26.19	371,557.53
CONSTELLATION BRANDS INC-A	5,065	187.27	948,522.55
GENERAL MILS INC	14,969	59.00	883,171.00
HERSHEY CO/THE	4,454	170.30	758,516.20
HORMEL FOODS CORP	10,014	30.55	305,927.70
JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	3,651	117.90	430,452.90
KELLANOVA	9,042	82.45	745,512.90
KEURIG DR PEPPER INC	35,705	35.71	1,275,025.55
KRAFT HEINZ CO/THE	26,301	29.80	783,769.80
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	8,124	77.60	630,422.40
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	6,203	60.66	376,273.98
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	39,711	68.30	2,712,261.30
MONSTER BEVERAGE CORP	22,282	58.58	1,305,279.56

PEPSICO INC	40,888	146.75	6,000,314.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	48,589	157.59	7,657,140.51
THE CAMPBELL'S COMPANY	7,514	38.88	292,181.89
TYSON FOODS INC-CL A	9,849	61.57	606,402.93
CHURCH & DWIGHT CO INC	7,898	105.58	833,870.84
CLOROX COMPANY	4,119	140.94	580,531.86
COLGATE-PALMOLIVE CO	22,501	94.98	2,137,144.98
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	8,366	55.59	465,065.94
KENVUE INC	60,519	22.71	1,374,386.49
KIMBERLY-CLARK CORP	9,347	142.56	1,332,508.32
PROCTER & GAMBLE CO	71,800	169.13	12,143,534.00
ABBOTT LABORATORIES	53,635	127.96	6,863,134.60
ALIGN TECHNOLOGY INC	2,469	165.62	408,915.78
BAXTER INTL INC	18,471	28.38	524,206.98
BECTON DICKINSON & CO	8,440	205.71	1,736,192.40
BOSTON SCIENTIFIC CORP	47,458	94.27	4,473,865.66
CARDINAL HEALTH INC	7,871	134.78	1,060,853.38
CENCORA INC	5,318	284.29	1,511,854.22
CENTENE CORP	16,189	63.01	1,020,068.89
COOPER COS INC/THE	7,116	78.76	560,456.16
CVS HEALTH CORPORATION	39,457	69.20	2,730,424.40
DAVITA INC	2,616	150.88	394,702.08
DEXCOM INC	13,956	67.39	940,494.84
Edwards Lifesciences Corp	18,816	69.87	1,314,673.92
ELEVANCE HEALTH INC	6,832	441.17	3,014,073.44
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	14,156	64.39	911,504.84
HCA HEALTHCARE INC	5,735	340.62	1,953,455.70
HOLOGIC INC	6,007	58.84	353,451.88
HUMANA INC	3,768	284.82	1,073,201.76
IDEXX LABORATORIES INC	2,517	404.65	1,018,504.05
INTUITIVE SURGICAL INC	11,304	490.13	5,540,429.52
LABCORP HOLDINGS INC	2,682	228.04	611,603.28
MCKESSON CORP	3,965	693.98	2,751,630.70
MEDTRONIC PLC	38,827	84.22	3,270,009.94
MOLINA HEALTHCARE INC	1,899	348.57	661,934.43
QUEST DIAGNOSTICS	3,591	168.00	603,288.00
RESMED INC	4,818	214.53	1,033,605.54
SOLVENTUM CORP	5,413	67.80	367,001.40
STERIS PLC	3,339	224.01	747,969.39

STRYKER CORP	10,637	353.42	3,759,328.54
THE CIGNA GROUP	8,426	329.20	2,773,839.20
UNITEDHEALTH GROUP INC	28,408	587.06	16,677,200.48
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	2,104	178.82	376,237.28
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	4,987	223.66	1,115,392.42
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	6,083	101.97	620,283.51
ABBVIE INC	55,531	179.10	9,945,602.10
AGILENT TECHNOLOGIES INC	8,875	105.19	933,561.25
AMGEN INC	17,194	293.92	5,053,660.48
AVANTOR INC	23,899	15.56	371,868.44
BIOGEN INC	5,477	119.26	653,187.02
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	8,471	59.67	505,464.57
BIO-RAD LABORATORIES-A	994	249.62	248,122.28
BIO-TECHNE CORP	6,243	52.53	327,976.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	63,847	51.34	3,277,904.98
DANAHER CORP	20,039	192.97	3,866,925.83
ELI LILLY AND COMPANY	25,089	754.35	18,925,887.15
GILEAD SCIENCES INC	40,371	106.50	4,299,511.50
ILLUMINA INC	5,705	75.06	428,217.30
INCYTE CORP	7,855	59.22	465,173.10
IQVIA HOLDINGS INC	5,785	150.92	873,072.20
JOHNSON & JOHNSON	73,111	154.36	11,285,413.96
MERCK & CO. INC.	77,714	79.17	6,152,617.38
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL INC	660	1,082.85	714,681.00
MODERNA INC	15,203	26.80	407,440.40
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	4,609	94.89	437,348.01
PFIZER INC	170,716	22.12	3,776,237.92
Regeneron Pharmaceuticals Inc	3,602	571.06	2,056,958.12
REVVITY INC	4,488	97.62	438,118.56
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	12,658	32.29	408,726.82
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	11,716	449.33	5,264,350.28
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	8,386	495.83	4,158,030.38
VIATRIS INC	41,301	7.63	315,126.63
WATERS CORP	2,104	333.77	702,252.08
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES INC	2,800	212.67	595,476.00
ZOETIS INC	13,849	150.83	2,088,844.67
BANK OF AMERICA CORP	210,444	36.67	7,716,981.48
CITIGROUP INC	59,206	63.22	3,743,003.32

CITIZENS FINANCIAL GROUP	14,854	35.59	528,653.86
FIFTH THIRD BANCORP	21,459	34.60	742,481.40
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	380	1,673.22	635,823.60
HUNTINGTON BANCSHARES INC	48,310	13.15	635,276.50
JPMORGAN CHASE & CO	87,223	234.72	20,472,982.56
KEYCORP	37,104	14.06	521,682.24
M & T BANK CORP	5,152	158.50	816,592.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	12,435	155.32	1,931,404.20
REGIONS FINANCIAL CORP	25,783	19.27	496,838.41
TRUIST FINANCIAL CORP	38,478	36.18	1,392,134.04
US BANCORP	48,561	38.20	1,855,030.20
WELLS FARGO & COMPANY	102,472	63.10	6,465,983.20
ALLY FINANCIAL INC	13,028	32.21	419,631.88
AMERICAN EXPRESS COMPANY	17,579	255.38	4,489,325.02
AMERIPRISE FINANCIAL INC	3,037	474.45	1,440,904.65
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	13,721	125.52	1,722,259.92
ARES MANAGEMENT CORP - A	7,196	138.38	995,782.48
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	23,335	77.52	1,808,929.20
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	41,042	529.52	21,732,559.84
BLACKROCK INC	4,396	889.95	3,912,220.20
BLACKSTONE INC	23,064	130.47	3,009,160.08
BLOCK INC	18,888	54.66	1,032,418.08
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	12,514	162.52	2,033,775.28
CARLYLE GROUP INC/THE	11,288	36.59	413,027.92
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,289	217.15	714,206.35
CME GROUP INC	10,820	263.69	2,853,125.80
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	6,445	176.58	1,138,058.10
CORPAY INC	2,399	308.51	740,115.49
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	8,463	159.07	1,346,209.41
EQUITABLE HOLDINGS INC	13,380	47.24	632,071.20
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,136	433.00	491,888.00
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	16,204	71.36	1,156,317.44
FISERV INC	18,001	212.24	3,820,532.24
FRANKLIN RESOURCES INC	12,067	18.06	217,930.02
GLOBAL PAYMENTS INC	7,750	85.06	659,215.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	9,831	503.98	4,954,627.38
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	17,374	159.79	2,776,191.46
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	2,299	173.85	399,681.15
KKR & CO INC	20,830	103.13	2,148,197.90

LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2,503	310.73	777,769.70
MASTERCARD INC - A	25,152	512.46	12,889,393.92
MOODY'S CORP	4,986	437.67	2,182,222.62
MORGAN STANLEY	37,532	109.11	4,095,116.52
MSCI INC	2,304	551.25	1,270,080.00
NASDAQ INC	13,470	72.78	980,346.60
NORTHERN TRUST CORP	6,285	89.81	564,455.85
PAYPAL HOLDINGS INC	29,479	62.27	1,835,657.33
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	6,574	135.03	887,687.22
ROBINHOOD MARKETS INC - A	22,286	44.14	983,704.04
S&P GLOBAL INC	9,937	471.59	4,686,189.83
SCHWAB (CHARLES) CORP	53,440	76.92	4,110,604.80
SEI INVESTMENTS COMPANY	2,685	73.45	197,213.25
STATE STREET CORP	9,141	80.91	739,598.31
SYNCHRONY FINANCIAL	14,393	46.96	675,895.28
T ROWE PRICE GROUP INC	5,814	89.32	519,306.48
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	4,350	131.24	570,894.00
VISA INC-CLASS A SHARES	53,351	335.18	17,882,188.18
AFLAC INC	15,222	108.51	1,651,739.22
ALLSTATE CORP	7,921	195.50	1,548,555.50
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,676	128.51	343,892.76
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	17,567	81.50	1,431,710.50
AON PLC	6,057	384.34	2,327,947.38
ARCH CAPITAL GROUP LTD	11,664	92.87	1,083,235.68
ARTHUR J GALLAGHER & CO	8,079	342.92	2,770,450.68
ASSURANT INC	1,766	194.98	344,334.68
BROWN & BROWN INC	8,399	120.90	1,015,439.10
CHUBB LTD	11,187	288.34	3,225,659.58
CINCINNATI FINANCIAL CORP	5,033	133.31	670,949.23
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	933	423.93	395,526.69
EVEREST GROUP LTD	1,311	353.02	462,809.22
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	10,288	62.06	638,473.28
LOEWS CORP	5,774	86.32	498,411.68
MARKEL GROUP INC	441	1,788.25	788,618.25
MARSH & MCLENNAN COS	14,646	237.32	3,475,788.72
METLIFE INC	17,562	72.95	1,281,147.90
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	7,252	73.43	532,514.36
PROGRESSIVE CORP	18,287	278.56	5,094,026.72
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	10,365	101.43	1,051,321.95

THE HARTFORD INSURANCE GROUP INC	8,532	117.67	1,003,960.44
TRAVELERS COS INC/THE	6,744	250.84	1,691,664.96
WILLIS TOWERS WATSON PLC	2,952	328.02	968,315.04
WR BERKLEY CORP	10,858	69.34	752,893.72
ACCENTURE PLC-CL A	19,277	289.79	5,586,281.83
ADOBE INC	13,440	350.91	4,716,230.40
AKAMAI TECHNOLOGIES	5,706	74.15	423,099.90
ANSYS INC	2,603	302.10	786,366.30
APPLOVIN CORP-CLASS A	6,874	236.07	1,622,745.18
ATLASSIAN CORP-CL A	5,456	200.99	1,096,601.44
AUTODESK INC	6,748	260.71	1,759,271.08
CADENCE DESIGN SYS INC	8,606	260.56	2,242,379.36
CHECK POINT SOFTWARE TECH	3,211	220.10	706,741.10
CLOUDFLARE INC - CLASS A	10,886	107.12	1,166,108.32
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	14,450	70.81	1,023,204.50
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC-A	8,003	378.66	3,030,415.98
CYBERARK SOFTWARE LTD	1,975	343.35	678,116.25
DATADOG INC - CLASS A	9,659	91.88	887,468.92
DOCUSIGN INC	7,508	75.26	565,052.08
DYNATRACE INC	11,175	43.37	484,659.75
EPAM SYSTEMS INC	2,127	151.97	323,240.19
FAIR ISAAC CORP	810	1,932.74	1,565,519.40
FORTINET INC	21,369	96.85	2,069,587.65
GARTNER INC	2,390	407.96	975,024.40
GEN DIGITAL INC	20,471	24.65	504,610.15
GODADDY INC - CLASS A	5,280	171.65	906,312.00
HUBSPOT INC	1,758	527.56	927,450.48
INTL BUSINESS MACHINES CORP	28,894	239.06	6,907,399.64
INTUIT INC	8,725	593.55	5,178,723.75
MICROSOFT CORP	218,504	387.81	84,738,036.24
MICROSTRATEGY INC-CL A	7,326	311.45	2,281,682.70
MONGODB INC	2,843	158.04	449,307.72
ORACLE CORPORATION	52,495	134.64	7,067,926.80
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	66,663	92.62	6,174,327.06
PALO ALTO NETWORKS INC	20,944	169.98	3,560,061.12
PTC INC	4,077	146.54	597,443.58
ROPER TECHNOLOGIES INC	3,186	565.88	1,802,893.68
SALESFORCE INC	29,881	254.55	7,606,208.55

SERVICENOW INC	6,550	799.82	5,238,821.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	10,155	144.55	1,467,905.25
SYNOPSYS INC	4,828	421.98	2,037,319.44
TWILIO INC - A	6,248	86.42	539,952.16
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,521	571.81	869,723.01
VERISIGN INC	2,723	247.22	673,180.06
WIX COM LTD	2,711	158.74	430,344.14
WORKDAY INC-CLASS A	6,815	232.34	1,583,397.10
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	8,874	71.98	638,750.52
ZSCALER INC	3,745	199.44	746,902.80
AMPHENOL CORP-CL A	40,373	65.46	2,642,816.58
APPLE INC	465,754	202.52	94,324,500.08
ARISTA NETWORKS INC	34,907	73.59	2,568,806.13
CDW CORP/DE	4,509	151.74	684,195.66
CISCO SYSTEMS INC	121,183	57.41	6,957,116.03
CORNING INC	28,380	41.61	1,180,891.80
DELL TECHNOLOGIES -C	10,765	85.19	917,070.35
F5 INC	2,126	262.69	558,478.94
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	45,764	14.28	653,509.92
HP INC	29,891	24.04	718,579.64
JUNIPER NETWORKS INC	10,074	34.78	350,373.72
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	6,057	136.39	826,114.23
MOTOROLA SOLUTIONS INC	5,132	426.45	2,188,541.40
NETAPP INC	7,352	83.28	612,274.56
SUPER MICRO COMPUTER INC	19,108	33.12	632,856.96
TE CONNECTIVITY PLC	8,909	129.95	1,157,724.55
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,727	466.81	806,180.87
TRIMBLE INC	9,251	59.49	550,341.99
WESTERN DIGITAL CORP	13,038	35.82	467,021.16
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,866	231.77	432,482.82
AT&T INC	221,888	27.20	6,035,353.60
T-MOBILE US INC	16,360	262.64	4,296,790.40
VERIZON COMMUNICATIONS INC	126,853	44.30	5,619,587.90
ALLIANT ENERGY CORP	8,755	61.81	541,146.55
AMEREN CORPORATION	8,938	99.01	884,951.38
AMERICAN ELECTRIC POWER	15,931	106.58	1,697,925.98
AMERICAN WATER WORKS CO INC	6,086	148.83	905,779.38
ATMOS ENERGY CORP	5,572	154.98	863,548.56
CENTERPOINT ENERGY INC	21,976	37.23	818,166.48

CMS ENERGY CORP	9,520	73.53	700,005.60
CONSOLIDATED EDISON INC	10,082	112.25	1,131,704.50
CONSTELLATION ENERGY	10,137	206.70	2,095,317.90
DOMINION ENERGY INC	25,897	54.10	1,401,027.70
DTE ENERGY COMPANY	6,079	133.19	809,662.01
DUKE ENERGY CORP	22,570	120.60	2,721,942.00
EDISON INTERNATIONAL	12,497	57.22	715,078.34
ENTERGY CORP	15,158	82.58	1,251,747.64
ESSENTIAL UTILITIES INC	12,661	40.16	508,465.76
EVERGY INC	6,946	67.59	469,480.14
EVERSOURCE ENERGY	11,614	58.48	679,186.72
EXELON CORP	28,841	46.86	1,351,489.26
FIRSTENERGY CORP	16,713	41.12	687,238.56
NEXTERA ENERGY INC	63,284	67.69	4,283,693.96
NISOURCE INC	19,429	39.26	762,782.54
NRG ENERGY INC	8,298	95.92	795,944.16
P G & E CORP	66,306	17.06	1,131,180.36
PPL CORPORATION	21,958	35.45	778,411.10
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	15,138	83.67	1,266,596.46
SEMPRA	20,045	69.73	1,397,737.85
SOUTHERN CO	32,477	91.16	2,960,603.32
VISTRA ENERGY CORP	11,595	112.69	1,306,640.55
WEC ENERGY GROUP INC	9,818	108.48	1,065,056.64
XCEL ENERGY INC	17,249	70.73	1,220,021.77
ADVANCED MICRO DEVICES	50,626	94.50	4,784,157.00
ANALOG DEVICES	15,449	178.60	2,759,191.40
APPLIED MATERIALS INC	25,579	144.53	3,696,932.87
BROADCOM INC	138,485	178.36	24,700,184.60
FIRST SOLAR INC	3,283	131.26	430,926.58
INTEL CORP	136,046	20.31	2,763,094.26
KLA CORPORATION	4,298	669.97	2,879,531.06
LAM RESEARCH CORP	40,932	67.86	2,777,645.52
MARVELL TECHNOLOGY INC	28,564	52.26	1,492,754.64
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	17,082	38.88	664,148.16
MICRON TECHNOLOGY INC	34,864	71.02	2,476,041.28
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,590	538.80	856,692.00
NVIDIA CORP	759,276	110.71	84,059,445.96
NXP SEMICONDUCTORS NV	7,799	170.54	1,330,080.45
ON SEMICONDUCTOR CORP	13,582	35.62	483,790.84

QUALCOMM INC	33,890	139.19	4,717,149.10
SKYWORKS SOLUTIONS INC	5,391	57.72	311,168.52
TERADYNE INC	5,743	73.86	424,177.98
TEXAS INSTRUMENTS	28,172	150.98	4,253,408.56
CBRE GROUP INC - A	10,371	119.01	1,234,252.71
COSTAR GROUP INC	14,038	79.53	1,116,442.14
米ドル小計	11,135,250		1,437,097,462.18 (206,424,679,467)
	銘柄数	505	
	比 率	73.9%	76.0%
加ドル	株	加ドル	加ドル
CAMECO CORP	16,363	57.30	937,599.90
CANADIAN NATURAL RESOURCES	71,816	37.99	2,728,289.84
CENOVUS ENERGY INC	56,774	16.03	910,087.22
ENBRIDGE INC	66,153	61.05	4,038,640.65
IMPERIAL OIL LTD	8,384	86.29	723,455.36
KEYERA CORP	13,552	41.08	556,716.16
PEMBINA PIPELINE CORP	19,096	51.22	978,097.12
SUNCOR ENERGY INC	39,668	46.46	1,842,975.28
TC ENERGY CORP	33,747	66.59	2,247,212.73
AGNICO EAGLE MINES LTD	17,371	164.26	2,853,360.46
BARRICK GOLD CORP	56,156	28.34	1,591,461.04
CCL INDUSTRIES INC - CL B	7,491	68.17	510,661.47
FRANCO-NEVADA CORP	6,867	234.40	1,609,624.80
NUTRIEN LTD	17,277	72.29	1,248,954.33
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	16,961	114.22	1,937,285.42
CAE INC	13,828	32.09	443,740.52
WSP GLOBAL INC	5,216	245.46	1,280,319.36
RB GLOBAL INC	7,505	135.68	1,018,278.40
THOMSON REUTERS CORP	5,358	244.59	1,310,513.22
CANADIAN NATL RAILWAY CO	15,192	138.98	2,111,384.16
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	29,986	102.61	3,076,863.46
MAGNA INTERNATIONAL INC	10,951	45.46	497,832.46
GILDAN ACTIVEWEAR INC	7,543	57.60	434,476.80
RESTAURANT BRANDS INTERN	12,693	87.37	1,108,987.41
CANADIAN TIRE CORP -CL A	2,450	147.40	361,130.00
DOLLARAMA INC	10,326	167.41	1,728,675.66
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	23,119	70.37	1,626,884.03
LOBLAW COMPANIES LTD	5,773	210.14	1,213,138.22

METRO INC	7,840	100.31	786,430.40	
WESTON (GEORGE) LTD	3,136	251.29	788,045.44	
SAPUTO INC	12,635	25.67	324,340.45	
BANK OF MONTREAL	23,224	128.03	2,973,368.72	
BANK OF NOVA SCOTIA	34,665	65.01	2,253,571.65	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	29,102	80.70	2,348,531.40	
NATIONAL BANK OF CANADA	12,164	113.63	1,382,195.32	
ROYAL BANK OF CANADA	42,621	159.96	6,817,655.16	
TORONTO-DOMINION BANK	52,462	83.19	4,364,313.78	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	15,098	67.06	1,012,471.88	
BROOKFIELD CORP	46,028	68.16	3,137,268.48	
IGM FINANCIAL INC	8,982	41.68	374,369.76	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	716	2,023.47	1,448,804.52	
GREAT-WEST LIFECO INC	14,461	52.59	760,503.99	
IA FINANCIAL CORP INC	4,627	126.05	583,233.35	
INTACT FINANCIAL CORP	6,100	288.19	1,757,959.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	55,334	39.94	2,210,039.96	
POWER CORP OF CANADA	19,964	48.46	967,455.44	
SUN LIFE FINANCIAL INC	17,809	78.54	1,398,718.86	
CGI INC	6,538	142.96	934,672.48	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	678	4,565.00	3,095,070.00	
OPEN TEXT CORP	12,076	35.45	428,094.20	
SHOPIFY INC - CLASS A	38,796	114.85	4,455,720.60	
BCE INC	6,278	30.03	188,528.34	
ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	12,777	35.01	447,322.77	
TELUS CORP	1,600	20.55	32,880.00	
ALTAGAS LTD	18,411	38.87	715,635.57	
CANADIAN UTILITIES LTD-A	11,672	36.38	424,627.36	
EMERA INC	12,509	59.35	742,409.15	
FORTIS INC	15,430	65.79	1,015,139.70	
HYDRO ONE LTD	14,311	49.38	706,677.18	
加ドル小計	1,155,660		89,802,700.39 (9,283,803,166)	
	銘柄数	59		
	比率	3.3%	3.4%	
ユーロ	株	ユーロ	ユーロ	
ENI SPA	65,297	11.77	769,068.06	
Galp Energia SGPS SA	22,288	12.72	283,614.80	
NESTE OYJ	16,475	7.48	123,233.00	

OMV AG	7, 518	42.00	315, 756.00
REPSOL SA	37, 854	9.93	376, 041.63
TENARIS SA	21, 028	14.16	297, 861.62
TOTALENERGIES SE	63, 107	50.22	3, 169, 233.54
AIR LIQUIDE	16, 852	170.60	2, 874, 951.20
AKZO NOBEL	5, 008	51.44	257, 611.52
ARCELORMITTAL	17, 797	23.71	421, 966.87
Arkema SA	2, 572	61.95	159, 335.40
BASF SE	26, 556	42.01	1, 115, 617.56
COVESTRO AG-TEND	6, 322	59.30	374, 894.60
DSM-FIRMENICH AG	6, 327	87.70	554, 877.90
EVONIK INDUSTRIES AG	9, 841	18.53	182, 353.73
HEIDELBERG MATERIALS AG	4, 937	159.00	784, 983.00
STORA ENSO OYJ-R SHS	21, 079	7.68	161, 886.72
SYENSQO SA	3, 087	57.78	178, 366.86
SYMRISE AG	3, 933	96.10	377, 961.30
UPM-KYMMENE OYJ	15, 446	23.15	357, 574.90
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	7, 206	50.35	362, 822.10
AIRBUS SE	18, 168	139.26	2, 530, 075.68
ALSTOM	19, 230	19.33	371, 715.90
BOUYGUES	7, 810	35.81	279, 676.10
BRENTAG SE	3, 806	56.40	214, 658.40
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	14, 667	85.24	1, 250, 215.08
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	15, 674	33.64	527, 273.36
Eiffage SA	2, 236	108.50	242, 606.00
GEA GROUP AG	5, 616	52.55	295, 120.80
IMCD NV	2, 310	119.90	276, 969.00
KINGSPAN GROUP PLC	6, 090	72.60	442, 134.00
KNORR-BREMSE AG	3, 083	78.55	242, 169.65
KONE OYJ-B	10, 440	50.68	529, 099.20
Legrand SA	8, 439	92.32	779, 088.48
LEONARDO SPA	19, 115	44.22	845, 265.30
METSO CORP	30, 732	8.50	261, 222.00
MTU AERO ENGINES AG	1, 880	275.70	518, 316.00
Prysmian SpA	10, 922	44.75	488, 759.50
RHEINMETALL AG	1, 507	1, 440.00	2, 170, 080.00
SAFRAN SA	11, 049	210.80	2, 329, 129.20
SCHNEIDER ELECTRIC SE	17, 110	202.50	3, 464, 775.00
SIEMENS AG	23, 572	185.70	4, 377, 320.40

SIEMENS ENERGY AG	23,462	56.86	1,334,049.32
THALES SA	3,053	252.50	770,882.50
VINCI S. A.	13,872	115.75	1,605,684.00
WARTSILA	25,519	15.29	390,313.10
Bureau Veritas SA	15,044	26.50	398,666.00
RANDSTAD NV	4,059	34.18	138,736.62
TELEPERFORMANCE	2,108	89.74	189,171.92
WOLTERS KLUWER	7,043	147.60	1,039,546.80
AENA SME SA	2,423	212.00	513,676.00
Aéroports de Paris	1,667	98.85	164,782.95
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	31,746	6.07	192,761.71
DHL GROUP	27,054	35.80	968,533.20
GETLINK SE	13,705	15.89	217,772.45
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	6,777	68.66	465,308.82
Bayerische Motoren Werke AG	3,989	64.60	257,689.40
CONTINENTAL AG	3,909	62.76	245,328.84
DR ING HC F PORSCHE AG	3,756	44.22	166,090.32
FERRARI NV	4,076	380.20	1,549,695.20
MERCEDES-BENZ GROUP AG	19,227	49.26	947,122.02
MICHELIN (CGDE)	20,839	29.84	621,835.76
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	5,915	32.93	194,780.95
STELLANTIS NV	70,011	7.81	547,065.95
VOLKSWAGEN AG PFD	5,128	87.36	447,982.08
ADIDAS AG	5,193	202.30	1,050,543.90
HERMES INTERNATIONAL	998	2,350.00	2,345,300.00
KERING	2,473	171.00	422,883.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	8,472	530.10	4,491,007.20
MONCLER SPA	8,360	54.72	457,459.20
PUMA AG	4,444	19.58	87,013.52
ACCOR SA	10,625	38.58	409,912.50
AMADEUS IT GROUP SA	15,012	66.52	998,598.24
SODEXO	4,803	55.70	267,527.10
BOLLORE	29,679	5.19	154,182.40
PUBLICIS GROUPE	8,678	84.02	729,125.56
SCOUT24 SE	3,918	98.45	385,727.10
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	28,566	23.39	668,158.74
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL	35,769	46.10	1,648,950.90
PROSUS NV	44,985	37.42	1,683,338.70

ZALANDO SE	9,606	33.36	320,456.16
CARREFOUR SA	16,561	13.38	221,668.98
JERONIMO MARTINS	10,664	20.34	216,905.76
KESKO OYJ-B SHS	9,347	19.19	179,368.93
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	26,518	33.85	897,634.30
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	26,604	55.40	1,473,861.60
DANONE	17,508	71.98	1,260,225.84
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	33,554	5.64	189,244.56
HEINEKEN HOLDING NV	4,444	64.40	286,193.60
HEINEKEN NV	8,988	74.12	666,190.56
JDE PEET'S NV	5,739	20.34	116,731.26
KERRY GROUP PLC-A	5,501	91.55	503,616.55
PERNOD-RICARD	6,047	93.50	565,394.50
BEIERSDORF AG	3,242	117.55	381,097.10
HENKEL AG & CO KGAA	2,622	60.70	159,155.40
HENKEL AG AND CO KGAA VORZUG	4,828	66.02	318,744.56
L'OREAL	7,210	350.80	2,529,268.00
ESSILORLUXOTTICA	9,450	247.10	2,335,095.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	7,684	43.57	334,791.88
Fresenius SE & CO KG	13,156	38.23	502,953.88
KONINKLIJKE PHILIPS NV	26,767	21.03	562,910.01
SIEMENS HEALTHINEERS AG	8,994	44.30	398,434.20
ARGENX SE	2,167	527.40	1,142,875.80
BAYER AG	29,799	20.89	622,501.11
EUROFINS SCIENTIFIC	5,656	49.74	281,329.44
Ipsen SA	1,231	97.40	119,899.40
MERCK KGAA	3,665	117.55	430,820.75
ORION OYJ	4,749	49.20	233,650.80
QIAGEN N. V.	8,574	37.13	318,395.49
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	5,312	47.64	253,063.68
SANOFI	34,014	91.88	3,125,206.32
SARTORIUS AG-VORZUG	1,255	190.25	238,763.75
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,560	170.00	265,200.00
UCB SA	4,804	139.10	668,236.40
ABN AMRO BANK NV-CVA	15,592	17.56	273,795.52
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	179,097	11.65	2,087,375.53
Banco de Sabadell SA	233,482	2.42	565,026.44
BANCO SANTANDER S. A	475,334	5.79	2,755,986.53
BANK OF IRELAND GROUP PLC	43,336	10.10	437,693.60

BNP PARIBAS	30,662	68.50	2,100,347.00
CaixaBank SA	138,018	6.68	922,788.34
COMMERZBANK AG	36,974	21.95	811,579.30
CREDIT AGRICOLE SA	31,699	15.75	499,417.74
ERSTE GROUP BANK AG	11,262	60.70	683,603.40
FINECOBANK SPA	24,950	16.90	421,655.00
ING GROEP NV-CVA	94,652	16.16	1,530,333.53
INTESA SANPAOLO	479,764	4.23	2,031,080.89
KBC GROEP NV	7,177	78.60	564,112.20
MEDIOBANCA SPA	26,373	15.21	401,133.33
NORDEA BANK ABP	83,417	10.92	911,330.72
SOCIETE GENERALE-A	24,214	38.38	929,333.32
UNICREDIT SPA	45,437	48.15	2,187,791.55
ADYEN NV	716	1,419.80	1,016,576.80
AMUNDI- W/I	4,032	63.70	256,838.40
DEUTSCHE BANK AG -REG	63,258	20.31	1,285,086.27
DEUTSCHE BOERSE AG	5,589	268.00	1,497,852.00
EDENRED	10,380	30.79	319,600.20
EXOR NV	2,261	77.05	174,210.05
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1,739	67.20	116,860.80
AEGON LTD	52,691	5.37	283,056.05
AGEAS	5,117	53.00	271,201.00
ALLIANZ SE	11,329	337.70	3,825,803.30
AXA SA	49,243	38.10	1,876,158.30
GENERALI	31,708	29.81	945,215.48
HANNOVER RUECK SE	1,849	270.60	500,339.40
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	4,067	580.40	2,360,486.80
NN GROUP NV	7,172	49.38	354,153.36
POSTE ITALIANE SPA	20,827	16.30	339,584.23
SAMPO OYJ-A SHS	55,145	8.64	476,452.80
CAPGEMINI	4,792	128.45	615,532.40
DASSAULT SYSTEMES SE	21,424	32.87	704,206.88
SAP SE	32,522	228.80	7,441,033.60
NOKIA OYJ	156,230	4.43	692,411.36
CELLNEX TELECOM SAU	18,595	32.72	608,428.40
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	106,354	31.46	3,345,896.84
ELISA OYJ	3,177	44.90	142,647.30
KONIKLIJKE KPN NV	100,945	3.96	400,650.70
ORANGE	45,770	12.30	562,971.00

TELEFONICA SA	127,497	4.12	525,415.13	
E.ON SE	65,191	14.51	945,921.41	
ENDESA SA	11,750	24.55	288,462.50	
ENEL SPA	227,522	7.08	1,610,855.76	
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	104,250	3.08	321,402.75	
ENGIE	52,952	18.08	957,372.16	
FORTUM OYJ	17,876	13.22	236,320.72	
IBERDROLA SA	165,594	15.00	2,483,910.00	
REDEIA CORPORACION SA	11,810	18.67	220,492.70	
RWE AG	17,323	32.83	568,714.09	
SNAM SPA	64,903	4.68	303,940.74	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	35,781	8.19	293,189.51	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	21,763	29.92	651,148.96	
VERBUND AG	1,800	64.60	116,280.00	
ASM INTERNATIONAL NV	1,671	385.60	644,337.60	
ASML HOLDING NV	12,217	590.00	7,208,030.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	3,142	85.94	270,023.48	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	39,602	26.62	1,054,205.24	
STMICROELECTRONICS NV	21,280	17.96	382,316.48	
LEG IMMOBILIEN SE	3,649	70.95	258,896.55	
VONOVIA SE	26,738	27.21	727,540.98	
ユーロ小計	5,340,846		157,819,185.32 (25,670,868,684)	
	銘柄数	179		
	比率	9.2%	9.4%	
英ポンド	株	英ポンド	英ポンド	
BP PLC	492,008	3.41	1,678,731.29	
SHELL PLC-NEW	182,182	23.54	4,289,475.19	
ANGLO AMERICAN PLC	46,069	19.86	915,298.89	
CRODA INTERNATIONAL PLC	4,401	26.69	117,462.69	
GLENCORE PLC	376,258	2.60	978,458.92	
MONDI PLC	14,389	11.03	158,782.61	
RIO TINTO PLC	35,229	43.43	1,529,995.47	
ASHTREAD GROUP PLC	14,588	39.39	574,621.32	
BAE SYSTEMS PLC	93,515	16.93	1,583,208.95	
BUNZL PLC	10,299	30.42	313,295.58	
DCC PLC	4,501	48.70	219,198.70	
MELROSE INDUSTRIES PLC	48,457	4.27	207,105.21	

ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	272,515	7.09	1,933,766.44
SMITHS GROUP PLC	10,550	18.08	190,744.00
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	2,889	59.35	171,462.15
EXPERIAN PLC	26,973	34.15	921,127.95
INTERTEK GROUP PLC	5,890	44.46	261,869.40
RELX PLC	55,112	37.82	2,084,335.84
RENTOKIL INITIAL PLC	98,933	3.36	332,414.88
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	47,523	4.15	197,648.15
COMPASS GROUP PLC	54,268	25.21	1,368,096.28
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	6,423	77.44	497,397.12
Whitbread PLC	11,039	25.00	275,975.00
AUTO TRADER GROUP PLC	44,965	7.72	347,489.52
INFORMA PLC	45,051	6.97	314,095.57
WPP PLC	37,751	5.51	208,234.51
KINGFISHER PLC	91,191	2.58	235,272.78
NEXT PLC	4,128	117.30	484,214.40
SAINSBURY (J) PLC	70,105	2.42	170,074.73
TESCO PLC	212,305	3.36	714,194.02
Associated British Foods PLC	11,254	20.72	233,182.88
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	61,140	31.62	1,933,246.80
DIAGEO PLC	65,711	21.09	1,385,844.99
IMPERIAL BRANDS PLC	25,395	29.21	741,787.95
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	20,503	48.39	992,140.17
UNILEVER PLC	74,428	46.92	3,492,161.76
SMITH & NEPHEW PLC	28,344	9.93	281,455.92
ASTRAZENECA PLC	47,937	103.20	4,947,098.40
GSK PLC	121,514	13.22	1,607,022.65
HALEON PLC	262,657	3.79	995,470.03
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	9,098	18.69	170,041.62
BARCLAYS PLC	467,671	2.70	1,264,582.38
HSBC HOLDINGS PLC	550,350	7.70	4,242,648.15
LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,889,614	0.68	1,298,920.66
NATWEST GROUP PLC	245,073	4.46	1,093,270.65
STANDARD CHARTERED PLC	68,974	9.89	682,428.75
3I GROUP PLC	29,857	39.04	1,165,617.28
London Stock Exchange Group PLC	14,873	110.75	1,647,184.75
M&G PLC	115,460	1.88	217,237.99
SCHRODERS PLC	37,814	3.10	117,450.28

ADMIRAL GROUP PLC	9,558	31.30	299,165.40
AVIVA PLC	86,420	5.11	442,297.56
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	189,529	2.38	451,837.13
PRUDENTIAL PLC	80,331	7.57	608,266.33
SAGE GROUP PLC/THE	34,420	11.59	398,927.80
HALMA PLC	15,043	26.02	391,418.86
BT GROUP PLC	210,278	1.65	347,904.95
VODAFONE GROUP PLC	598,460	0.68	409,466.33
CENTRICA PLC	174,339	1.44	251,832.68
NATIONAL GRID PLC	146,072	10.36	1,514,036.28
SEVERN TRENT PLC	13,034	26.22	341,751.48
SSE PLC	30,417	15.69	477,242.73
英ボンド小計	8,155,075		57,716,989.15 (10,921,785,856)
	銘柄数	62	
	比率	3.9%	4.0%
スイスフラン 株		スイスフラン	スイスフラン
EMS-CHEMIE HOLDING AG	238	570.50	135,779.00
GIVAUDAN-REG	278	3,745.00	1,041,110.00
HOLCIM LTD	16,185	86.46	1,399,355.10
SIKA AG-REG	4,692	197.70	927,608.40
ABB LTD	48,926	41.37	2,024,068.62
GEBERIT AG-REG	1,087	547.80	595,458.60
Schindler Holding AG	813	270.00	219,510.00
Schindler Holding AG	1,405	262.50	368,812.50
SGS SA-REG	4,888	75.38	368,457.44
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	1,469	180.90	265,742.10
CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	17,043	137.00	2,334,891.00
THE SWATCH GROUP AG-B	1,043	135.45	141,274.35
BARRY CALLEBAUT AG-REG	159	771.50	122,668.50
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	3	114,800.00	344,400.00
Lindt & Spruengli AG	37	11,960.00	442,520.00
NESTLE SA-REGISTERED	79,732	86.05	6,860,938.60
ALCON INC	15,804	74.12	1,171,392.48
SONOVA HOLDING AG	1,776	235.60	418,425.60
STRAUMANN HOLDING AG-REG	4,003	97.08	388,611.24
LONZA GROUP AG-REG	2,351	531.80	1,250,261.80
NOVARTIS AG-REG SHS	59,459	88.74	5,276,391.66
ROCHE HOLDING AG-BR	1,673	266.00	445,018.00

ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	21,265	251.70	5,352,400.50	
SANDOZ GROUP AG	15,320	32.73	501,423.60	
JULIUS BAER GROUP LTD	7,981	48.21	384,764.01	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	715	1,055.50	754,682.50	
UBS GROUP AG	103,183	23.46	2,420,673.18	
Baloise Holding AG	2,285	178.50	407,872.50	
SWISS LIFE HOLDING AG	995	757.40	753,613.00	
SWISS RE AG	9,739	141.90	1,381,964.10	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,335	540.00	2,340,900.00	
TEMENOS GROUP AG-REG	3,146	62.80	197,568.80	
Logitech International SA	5,541	60.70	336,338.70	
SWISSCOM AG-REG	617	522.00	322,074.00	
BKW AG	1,037	150.80	156,379.60	
SWISS PRIME SITE	3,530	110.00	388,300.00	
スイスフラン小計	442,753		42,241,649.48 (7,420,168,147)	
	銘柄数	36		
	比率	2.7%	2.7%	
スウェーデンクローネ BOLIDEN AB	株 15,466	スウェーデンクローネ 285.30	スウェーデンクローネ 4,412,449.80	
SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	20,168	128.05	2,582,512.40	
ALFA LAVAL AB	10,788	390.90	4,217,029.20	
ASSA ABLOY AB-B	30,328	278.00	8,431,184.00	
ATLAS COPCO AB-A SHS	69,823	151.60	10,585,166.80	
ATLAS COPCO AB-B SHS	62,608	133.00	8,326,864.00	
EPIROC AB-A	17,234	189.25	3,261,534.50	
EPIROC AB-B	20,414	168.70	3,443,841.80	
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	61,694	35.48	2,188,903.12	
SANDVIK AB	35,685	187.10	6,676,663.50	
SKANSKA AB-B SHS	15,383	203.40	3,128,902.20	
SKF AB-B SHARES	16,404	177.60	2,913,350.40	
VOLVO AB-B SHS	49,210	248.50	12,228,685.00	
SECURITAS AB-B SHS	29,896	141.20	4,221,315.20	
EVOLUTION AB	6,921	795.20	5,503,579.20	
HENNES & MAURITZ AB-B	25,773	135.65	3,496,107.45	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	22,128	277.90	6,149,371.20	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	51,468	143.00	7,359,924.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	51,675	111.80	5,777,265.00	
Swedbank AB	27,905	216.50	6,041,432.50	

EQT AB	17,636	262.20	4,624,159.20	
Industrivarden AB	7,770	318.40	2,473,968.00	
Industrivarden AB	3,333	318.10	1,060,227.30	
INVESTOR AB-B SHS	46,988	275.80	12,959,290.40	
ERICSSON LM-B SHS	101,296	73.60	7,455,385.60	
HEXAGON AB-B SHS	73,326	89.96	6,596,406.96	
TELE2 AB-B SHS	31,447	132.90	4,179,306.30	
TELIA COMPANY AB	124,672	34.98	4,361,026.56	
スウェーデンクローネ小計	1,047,439		154,655,851.59 (2,270,347,901)	
	銘柄数	28		
	比 率	0.8%	0.8%	
ノルウェークローネ	株	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
AKER BP ASA	20,418	217.70	4,444,998.60	
EQUINOR ASA	29,660	247.90	7,352,714.00	
NORSK HYDRO ASA	77,935	54.06	4,213,166.10	
YARA INTERNATIONAL ASA	5,494	309.30	1,699,294.20	
MOWI ASA	19,302	187.20	3,613,334.40	
ORKLA ASA	34,473	116.80	4,026,446.40	
DNB BANK ASA	24,136	257.90	6,224,674.40	
GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	14,785	241.00	3,563,185.00	
TELENOR ASA	28,014	145.30	4,070,434.20	
ノルウェークローネ小計	254,217		39,208,247.30 (531,271,750)	
	銘柄数	9		
	比 率	0.2%	0.2%	
デンマーククローネ	株	デンマーククローネ	デンマーククローネ	
NOVOZYMES A/S-B SHARES	12,948	403.80	5,228,402.40	
VESTAS WIND SYSTEMS A/S	34,508	89.90	3,102,269.20	
AP MOLLER-MAERSK A/S-A	163	10,440.00	1,701,720.00	
AP MOLLER-MAERSK A/S-B	129	10,585.00	1,365,465.00	
DSV A/S	6,419	1,151.00	7,388,269.00	
PANDORA A/S	2,860	949.20	2,714,712.00	
CARLSBERG AS-B	2,916	848.80	2,475,100.80	
COLOPLAST-B	3,907	694.40	2,713,020.80	
DEMANT A/S	5,150	225.00	1,158,750.00	
GENMAB A/S	2,430	1,274.00	3,095,820.00	
NOVO NORDISK A/S-B	100,499	435.85	43,802,489.15	
DANSKE BANK A/S	21,559	208.20	4,488,583.80	

TRYG A/S	11,904	150.30	1,789,171.20	
ORSTED A/S	7,460	280.10	2,089,546.00	
デンマーククローネ小計	212,852		83,113,319.35 (1,810,208,095)	
	銘柄数	14		
	比率	0.6%	0.7%	
豪ドル	株	豪ドル	豪ドル	
SANTOS LTD	148,625	5.60	832,300.00	
WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	70,550	19.85	1,400,417.50	
BHP GROUP LIMITED	151,942	36.37	5,526,130.54	
BLUESCOPE STEEL LTD	18,719	21.20	396,842.80	
FORTESCUE METALS GROUP LTD	50,702	15.20	770,670.40	
JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	15,291	35.50	542,830.50	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	49,912	21.65	1,080,594.80	
RIO TINTO LIMITED	11,645	110.85	1,290,848.25	
SOUTH32 LTD	239,280	2.80	669,984.00	
BRAMBLES LTD	49,155	20.78	1,021,440.90	
COMPUTERSHARE LTD	21,470	37.21	798,898.70	
TRANSURBAN GROUP	109,182	13.89	1,516,537.98	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	21,372	62.94	1,345,153.68	
LOTTERY CORP LTD/THE	97,070	4.95	480,496.50	
WESFARMERS LIMITED	35,840	74.23	2,660,403.20	
COLES GROUP LTD	39,813	20.90	832,091.70	
WOOLWORTHS GROUP LTD	34,843	31.45	1,095,812.35	
TREASURY WINE ESTATES LTD	32,730	8.59	281,150.70	
COCHLEAR LIMITED	2,307	261.00	602,127.00	
SONIC HEALTHCARE LTD	15,853	25.21	399,654.13	
CSL LIMITED	15,523	238.00	3,694,474.00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	86,754	27.42	2,378,794.68	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	51,730	157.29	8,136,611.70	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	93,801	33.55	3,147,023.55	
WESTPAC BANKING CORPORATION	105,199	30.51	3,209,621.49	
AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	6,541	67.91	444,199.31	
MACQUARIE GROUP LTD	11,166	178.65	1,994,805.90	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	92,203	7.71	710,885.13	
MEDIBANK PRIVATE LTD	82,910	4.46	369,778.60	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	49,715	20.64	1,026,117.60	
SUNCORP GROUP LTD	37,612	19.08	717,636.96	
XERO LTD	5,932	158.67	941,230.44	

TELSTRA GROUP LTD	85,818	4.43	380,173.74	
ORIGIN ENERGY LIMITED	72,024	10.09	726,722.16	
豪ドル小計	2,013,229		51,422,460.89 (4,674,301,694)	
	銘柄数	34		
	比率	1.7%	1.7%	
ニュージーランドドル	株	ニュージーランドドル	ニュージーランドドル	
AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	67,219	8.09	543,801.71	
FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	24,792	33.60	833,011.20	
MERIDIAN ENERGY LTD	67,091	5.94	398,855.99	
ニュージーランドドル小計	159,102		1,775,668.90 (150,026,265)	
	銘柄数	3		
	比率	0.1%	0.1%	
香港ドル	株	香港ドル	香港ドル	
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	82,328	41.10	3,383,680.80	
SWIRE PACIFIC LTD A	26,500	63.25	1,676,125.00	
TECHTRONIC INDUSTRIES CO	45,500	76.05	3,460,275.00	
MTR CORPORATION	73,000	25.45	1,857,850.00	
Galaxy Entertainment Group Limited	107,000	28.00	2,996,000.00	
Sands China Ltd	162,000	13.42	2,174,040.00	
WH Group Limited	450,500	6.85	3,085,925.00	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	106,500	29.60	3,152,400.00	
HANG SENG BANK	12,500	99.10	1,238,750.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	37,100	334.00	12,391,400.00	
AIA GROUP LTD	324,910	52.20	16,960,302.00	
HKT Trust / HKT Ltd	172,000	10.58	1,819,760.00	
CK Infrastructure Holdings Ltd (CKI)	46,500	48.15	2,238,975.00	
CLP HOLDINGS LIMITED	54,500	63.30	3,449,850.00	
HONG KONG & CHINA GAS	405,589	6.72	2,725,558.08	
POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	57,500	48.00	2,760,000.00	
CK ASSET HOLDINGS LIMITED	37,828	30.10	1,138,622.80	
HENDERSON LAND DEVELOPMENT	98,403	20.70	2,036,942.10	
SINO LAND CO	149,800	7.54	1,129,492.00	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	39,500	68.70	2,713,650.00	
香港ドル小計	2,489,458		72,389,597.78 (1,340,655,350)	
	銘柄数	20		

	比 率	0.5%	0.5%
シンガポールドル	株	シンガポールドル	シンガポールドル
KEPPEL LTD	75,300	5.99	451,047.00
SINGAPORE TECH ENGINEERING	99,300	6.77	672,261.00
SINGAPORE AIRLINES LTD	47,100	6.21	292,491.00
GENTING SINGAPORE LTD	435,100	0.69	302,394.50
WILMAR INTERNATIONAL LTD	95,575	3.15	301,061.25
DBS GROUP HOLDINGS LTD	59,819	38.81	2,321,575.39
OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	86,313	15.18	1,310,231.34
UNITED OVERSEAS BANK	34,649	32.92	1,140,645.08
SINGAPORE EXCHANGE LTD	34,380	12.95	445,221.00
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	282,800	3.50	989,800.00
CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	148,000	2.47	365,560.00
シンガポールドル小計	1,398,336		8,592,287.56 (937,504,495)
	銘柄数	11	
	比 率	0.3%	0.3%
イスラエルシュケル	株	イスラエルシュケル	イスラエルシュケル
ICL GROUP LTD	22,863	23.33	533,393.79
ELBIT SYSTEMS LTD	450	1,506.50	677,925.00
BANK HAPOALIM BM	31,102	52.00	1,617,304.00
BANK LEUMI LE-ISRAEL	20,216	51.50	1,041,124.00
ISRAEL DISCOUNT BANK-A	20,800	26.25	546,000.00
MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	5,541	173.40	960,809.40
NICE LTD	863	575.30	496,483.90
イスラエルシュケル小計	101,835		5,873,040.09 (229,205,373)
	銘柄数	7	
	比 率	0.1%	0.1%
合 計	株 33,906,052		円 271,664,826,243 (271,664,826,243)

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額 (単位:円) であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資証券	米ドル			米ドル	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	6,046	481,866.20	
		AMERICAN TOWER CORP	14,369	3,129,424.51	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,314	866,768.88	
		BXP, INC.	6,787	426,495.08	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,739	415,702.02	
		CROWN CASTLE INC	13,647	1,362,516.48	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	10,679	1,562,444.49	
		EQUINIX INC	3,002	2,353,177.74	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	5,363	351,651.91	
		EQUITY RESIDENTIAL	10,504	702,927.68	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,236	609,667.76	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	7,109	978,696.03	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	22,668	424,118.28	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	29,217	402,610.26	
		INVITATION HOMES INC	18,682	610,901.40	
		IRON MOUNTAIN INC	10,628	896,896.92	
		KIMCO REALTY CORP	26,866	545,111.14	
		MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	3,934	623,263.62	
		PROLOGIS INC	28,760	2,827,108.00	
		PUBLIC STORAGE	4,666	1,347,214.18	
		REALTY INCOME CORP	26,280	1,478,775.60	
		REGENCY CENTERS CORP	5,964	419,925.24	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	10,070	1,509,190.90	
		SUN COMMUNITIES INC	4,647	572,417.46	
		UDR INC	10,667	435,106.93	
		VENTAS INC	14,508	977,839.20	
		VICI PROPERTIES INC	29,603	935,158.77	
		WELLTOWER INC	20,517	2,987,070.03	
		WEYERHAEUSER CO	24,556	641,402.72	
		WP CAREY INC	7,259	434,378.56	
		米ドル小計		387,287	31,309,827.99 (4,497,343,692)
		銘柄数	30		
		比 率	1.6%	86.9%	

ユーロ	COVIVIO	4,927	ユーロ 236,791.62
	GECINA SA	1,924	166,233.60
	KLEPIERRE	6,892	206,484.32
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	5,839	396,818.44
ユーロ小計	19,582	1,006,327.98 (163,689,309)	
	銘柄数	4	
	比率	0.1%	3.2%
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	30,484	英ポンド 165,375.70
	SEGRO PLC	39,773	256,774.48
英ポンド小計	70,257	422,150.18 (79,883,478)	
	銘柄数	2	
	比率	0.0%	1.5%
豪ドル	GOODMAN GROUP	64,128	豪ドル 1,803,279.36
	GPT GROUP	72,469	325,385.81
	SCENTRE GROUP	167,282	567,085.98
	STOCKLAND	115,674	593,407.62
豪ドル小計	419,553	3,289,158.77 (298,984,532)	
	銘柄数	4	
	比率	0.1%	5.8%
香港ドル	LINK REIT	96,800	香港ドル 3,296,040.00
香港ドル小計	96,800	3,296,040.00 (61,042,660)	
	銘柄数	1	
	比率	0.0%	1.2%
シンガポール ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	322,900	シンガポールドル 658,716.00
シンガポールドル小計	322,900	658,716.00 (71,872,502)	
	銘柄数	1	
	比率	0.0%	1.4%
投資証券合計			円 5,172,816,173 (5,172,816,173)

合 計	円 5, 172, 816, 173 (5, 172, 816, 173)
-----	---

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額 (単位:円) であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当中間計算期間(2025年4月16日から2025年10月15日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月19日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・外国株式インデックスの2025年4月16日から2025年10月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上セレクション・外国株式インデックスの2025年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月16日から2025年10月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

東京海上セレクション・外国株式インデックス

(1) 【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	前期	当中間計算期間末
		2025年 4月15日現在	2025年10月15日現在
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		84,891,194,247	116,877,370,803
未収入金		170,168,420	210,245,129
流動資産合計		85,061,362,667	117,087,615,932
資産合計		85,061,362,667	117,087,615,932
負債の部			
流動負債			
未払解約金		67,740,016	97,008,074
未払受託者報酬		10,210,034	11,290,712
未払委託者報酬		91,890,224	101,616,394
その他未払費用		328,146	329,949
流動負債合計		170,168,420	210,245,129
負債合計		170,168,420	210,245,129
純資産の部			
元本等			
元本	※1	14,319,885,494	15,210,822,982
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（△）		70,571,308,753	101,666,547,821
（分配準備積立金）		22,253,801,349	20,899,592,591
元本等合計		84,891,194,247	116,877,370,803
純資産合計		84,891,194,247	116,877,370,803
負債純資産合計		85,061,362,667	117,087,615,932

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	前中間計算期間	当中間計算期間
		自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日	自 2025年 4月16日 至 2025年10月15日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		8,080,559,396	25,921,086,454
営業収益合計		8,080,559,396	25,921,086,454
営業費用			
受託者報酬		8,853,803	11,290,712
委託者報酬		79,684,141	101,616,394
その他費用		329,949	329,949
営業費用合計		88,867,893	113,237,055
営業利益又は営業損失 (△)		7,991,691,503	25,807,849,399
経常利益又は経常損失 (△)		7,991,691,503	25,807,849,399
中間純利益又は中間純損失 (△)		7,991,691,503	25,807,849,399
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)		197,784,819	885,272,653
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		60,866,012,044	70,571,308,753
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,907,862,116	10,774,066,371
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		10,907,862,116	10,774,066,371
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,913,273,192	4,601,404,049
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		4,913,273,192	4,601,404,049
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		74,654,507,652	101,666,547,821

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2025年 4月16日 至 2025年10月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 2025年 4月15日現在	当中間計算期間末 2025年10月15日現在
1. ※1 期首元本額	12,289,660,376円	14,319,885,494円
期中追加設定元本額	3,960,771,259円	1,816,856,642円
期中一部解約元本額	1,930,546,141円	925,919,154円
2. ※1 中間計算期間末日における受益権の総数	14,319,885,494口	15,210,822,982口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日	当中間計算期間 自 2025年 4月16日 至 2025年10月15日
該当事項はありません。	同 左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 2025年 4月15日現在	当中間計算期間末 2025年10月15日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

前期 2025年 4月15日現在	当中間計算期間末 2025年10月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.9282円 59,282円
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
	7.6838円 76,838円)

(ご参考)

当ファンドは、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	2025年 4月15日現在	2025年10月15日現在
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		460,698,964	1,822,991,013
コール・ローン		483,423,284	398,388,038
株式		271,664,826,243	377,998,475,092
投資証券		5,172,816,173	6,241,356,775
派生商品評価勘定		3,362,780	5,991,637
未収入金		267,204	—
未収配当金		274,002,327	207,730,681
未収利息		6,204	5,122
差入委託証拠金		1,665,063,674	1,717,332,118
流動資産合計		279,724,466,853	388,392,270,476
資産合計		279,724,466,853	388,392,270,476
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		99,035,895	33,190,344
未払解約金		255,192,480	755,177,128
流動負債合計		354,228,375	788,367,472
負債合計		354,228,375	788,367,472
純資産の部			
元本等			
元本	※1	46,173,551,296	49,376,498,260
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		233,196,687,182	338,227,404,744
元本等合計		279,370,238,478	387,603,903,004
純資産合計		279,370,238,478	387,603,903,004
負債純資産合計		279,724,466,853	388,392,270,476

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2025年 4月16日 至 2025年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2025年 4月15日現在	2025年10月15日現在
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	37,646,863,761円	46,173,551,296円
同期中における追加設定元本額	11,949,162,994円	5,472,056,411円
同期中における一部解約元本額	3,422,475,459円	2,269,109,447円
同中間期末における元本額	46,173,551,296円	49,376,498,260円
元本の内訳*		
東京海上セレクション・外国株式インデックス	14,030,674,707円	14,888,837,045円

東京海上・年金運用型戦略ファンド（年1回決算型）	310,173,594円	301,596,622円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	253,784,710円	262,166,969円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	152,558,030円	161,863,797円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	100,709,674円	108,339,286円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	157,887,223円	160,582,107円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2040	—円	510,487円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2050	—円	208,115円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2060	—円	119,906円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2070	—円	180,152円
TMA外国株式インデックスVA<適格機関投資家限定>	1,249,645円	1,120,593円
東京海上・世界インデックス・バランス40<適格機関投資家限定>	206,542,602円	195,014,385円
東京海上・世界インデックス・バランス60<適格機関投資家限定>	1,854,938,372円	1,836,542,449円
先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）	3,038,127,208円	2,735,451,816円
東京海上セレクション・外国株式インデックス2<適格機関投資家限定>	26,066,905,531円	28,723,964,531円
計	46,173,551,296円	49,376,498,260円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	46,173,551,296口	49,376,498,260口

（注）*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2025年 4月15日現在	2025年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているた</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

	め、当該帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

(2025年4月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,002,494,325	—	2,906,821,210	△95,673,115
	S&P 500 EMIN	2,364,405,970	—	2,305,452,523	△58,953,447
	DJ EU STX 50	428,570,061	—	401,592,900	△26,977,161
	FTSE 100 IDX	209,518,294	—	199,775,787	△9,742,507
	合 計	3,002,494,325	—	2,906,821,210	△95,673,115

(2025年10月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,528,373,195	—	3,498,536,817	△29,836,378
	S&P 500 EMIN	2,817,067,390	—	2,788,889,000	△28,178,390
	DJ EU STX 50	462,355,507	—	460,402,336	△1,953,171
	FTSE 100 IDX	248,950,298	—	249,245,481	295,183
	合 計	3,528,373,195	—	3,498,536,817	△29,836,378

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2) 通貨関連

(2025年4月15日現在)

該当事項はありません。

(2025年10月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	495,409,408	—	492,771,737	2,637,671
	米ドル	449,746,380	—	447,379,890	2,366,490
	加ドル	30,412,648	—	30,229,892	182,756
	英ポンド	15,250,380	—	15,161,955	88,425
	合計	495,409,408	—	492,771,737	2,637,671

(注)1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・ 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

2025年 4月15日現在		2025年10月15日現在	
1口当たり純資産額	6.0504円	1口当たり純資産額	7.8500円
(1万口当たり純資産額)	(60,504円)	(1万口当たり純資産額)	(78,500円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年10月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	122,462,695,917 円
II 負債総額	140,295,663 円
III 純資産総額 (I - II)	122,322,400,254 円
IV 発行済数量	15,311,426,160 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	7.9890 円

(ご参考：親投資信託の現況)

TMA外国株式インデックスマザーファンド

2025年10月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	404,467,431,991 円
II 負債総額	622,322,353 円
III 純資産総額 (I - II)	403,845,109,638 円
IV 発行済数量	49,475,858,304 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	8.1625 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2025年10月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年10月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	178	2,493,679
単位型公社債投資信託	1	1,821
単位型株式投資信託	19	88,683
合計	198	2,584,185

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井章悟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	20,242,052	1,643,002
前払費用	523,560	504,626
関係会社短期貸付金	-	* 1 19,384,558
未収委託者報酬	3,523,505	3,544,046
未収収益	4,088,251	3,929,834
未収入金	-	12,841
その他の流動資産	26,495	34,763
流動資産計	28,403,865	29,053,672
固定資産		
有形固定資産	* 2 631,543	* 2 646,419
建物	434,854	387,569
器具備品	196,689	167,868
リース資産	-	90,981
無形固定資産	397,761	614,848
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア	372,797	410,834
ソフトウェア仮勘定	21,168	200,219
投資その他の資産	3,566,905	3,375,118
投資有価証券	49,108	45,279
関係会社株式	1,668,529	1,641,087
その他の関係会社有価証券	80,000	80,000
長期前払費用	16,227	85,968
敷金	474,324	474,324
その他長期差入保証金	21,230	21,230
繰延税金資産	1,257,485	1,027,229
固定資産計	4,596,210	4,636,386
資産合計	33,000,075	33,690,058
負債の部		
流動負債		
未払金	4,260,390	4,569,098
未払手数料	1,583,647	1,597,903
その他未払金	2,676,743	2,971,194
未払費用	321,531	419,084
未払消費税等	420,603	176,930
未払法人税等	1,391,000	679,000
預り金	72,829	55,624
前受収益	2,583	2,517
賞与引当金	296,807	430,032
リース債務	-	18,913
その他の流動負債	24	1
流動負債計	6,765,771	6,351,202
固定負債		
長期未払金	-	7,284
退職給付引当金	927,210	929,235
リース債務	-	70,555
固定負債計	927,210	1,007,074

負債合計	7,692,982	7,358,277
純資産の部		
株主資本	25,296,494	26,322,588
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	22,896,494	23,922,588
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,396,494	23,422,588
繰越利益剰余金	22,396,494	23,422,588
評価・換算差額等	10,599	9,192
その他有価証券評価差額金	10,599	9,192
純資産合計	25,307,093	26,331,781
負債・純資産合計	33,000,075	33,690,058

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,958,564	15,942,593
運用受託報酬	13,291,669	13,704,198
投資助言報酬	107,390	119,640
その他営業収益	678,515	698,269
営業収益計	31,036,140	30,464,702
営業費用		
支払手数料	7,801,482	7,184,184
広告宣伝費	203,242	208,842
調査費	8,650,200	9,117,522
調査費	3,298,847	3,569,637
委託調査費	5,351,353	5,547,885
委託計算費	116,944	130,446
営業雑経費	263,317	266,277
通信費	57,380	59,666
印刷費	157,178	154,034
協会費	24,327	26,294
諸会費	15,737	16,846
図書費	8,693	9,435
営業費用計	17,035,188	16,907,274
一般管理費		
給料	4,075,417	4,011,683
役員報酬	82,371	78,387
給料・手当	3,010,062	3,201,466
賞与	982,983	731,830
交際費	25,693	20,001
寄付金	9,893	1,400
旅費交通費	162,304	191,110
租税公課	246,078	92,032
不動産賃借料	468,091	468,092
退職給付費用	178,404	180,129
賞与引当金繰入	296,807	430,032
固定資産減価償却費	247,247	277,210

法定福利費	686,198	713,675
福利厚生費	14,385	13,064
諸経費	642,231	482,971
一般管理費計	7,052,753	6,881,403
営業利益	6,948,198	6,676,024
営業外収益		
受取利息	185	41,081
受取配当金	1,238	2,222
雑益	15,069	15,596
営業外収益計	16,493	58,900
営業外費用		
支払利息	-	686
為替差損	80,542	29,798
雑損	15,415	4,633
営業外費用計	95,958	35,118
経常利益	6,868,734	6,699,806
特別利益		
投資有価証券売却益	829	-
関係会社清算益	-	172,297
その他特別利益	402	-
特別利益計	1,232	172,297
特別損失		
固定資産除却損	30,348	14
関係会社清算損	382	2,236
特別損失計	30,731	2,251
税引前当期純利益	6,839,235	6,869,851
法人税、住民税及び事業税	2,410,514	1,825,606
法人税等調整額	△ 305,632	230,702
法人税等合計	2,104,882	2,056,308
当期純利益	4,734,352	4,813,542

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,648,241
当期純利益					4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	86,111
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
--	------	----------	-------

	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,648,241	△ 4,648,241			△ 4,648,241
当期純利益	4,734,352	4,734,352			4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			4,974	4,974	4,974
当期変動額合計	86,111	86,111	4,974	4,974	91,086
当期末残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494
当期変動額					
剰余金の配当					△ 3,787,448
当期純利益					4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,026,094
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	23,422,588

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093
当期変動額					
剰余金の配当	△ 3,787,448	△ 3,787,448			△ 3,787,448
当期純利益	4,813,542	4,813,542			4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 1,406	△ 1,406	△ 1,406
当期変動額合計	1,026,094	1,026,094	△ 1,406	△ 1,406	1,024,687
当期末残高	23,922,588	26,322,588	9,192	9,192	26,331,781

注記事項

（重要な会計方針）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として

認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(重要な会計上の見積り)

第39期 2024年3月31日現在	第40期 2025年3月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(未適用の会計基準等)

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日) ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改定
<p>(1) 概要</p> <p>企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。</p> <p>借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。</p>
<p>(2) 適用予定日</p> <p>2028年3月期の期首から適用します。</p>
<p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。</p>

(貸借対照表関係)

第39期 2024年3月31日現在	第40期 2025年3月31日現在
-	* 1. 当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・サービス(以下「CMS」)を導入しております。当社は、関

	<p>係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>貸出コミットメント 30,000,000千円 の総額 貸出実行残高 19,384,558千円 差引額 10,615,441千円</p> <p>なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。</p>										
<p>* 2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>245,354千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>481,065千円</td> </tr> </table>	建物	245,354千円	器具備品	481,065千円	<p>* 2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>292,639千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>533,641千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>8,271千円</td> </tr> </table>	建物	292,639千円	器具備品	533,641千円	リース資産	8,271千円
建物	245,354千円										
器具備品	481,065千円										
建物	292,639千円										
器具備品	533,641千円										
リース資産	8,271千円										

(損益計算書関係)

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。	関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は7,222千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2023年4月1日 現在	増加	減少	2024年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,648,241千円
(ロ) 1株当たり配当額	121,364円
(ハ) 基準日	2023年3月31日

(二) 効力発生日

2023年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	98,889円
(ニ) 基準日	2024年3月31日
(ホ) 効力発生日	2024年6月26日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2024年4月1日 現在	増加	減少	2025年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 1株当たり配当額	98,889円
(ハ) 基準日	2024年3月31日
(ニ) 効力発生日	2024年6月26日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,850,796千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	100,543円
(ニ) 基準日	2025年3月31日
(ホ) 効力発生日	2025年6月26日

(リース取引関係)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、社内システム用ハードウェア（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用	(1) 金融商品に対する取組方針 同左

<p>することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。</p> <p>営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。</p> <p>② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。</p> <p>投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。</p> <p>③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 同左</p> <p>② 市場リスク 同左</p> <p>③ 流動性リスク 同左</p>
--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第39期（2024年3月31日現在）

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	49,108	49,108	-
敷金	474,324	472,538	△1,786
資産計	523,432	521,646	△1,786

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
 未収委託者報酬
 未収収益

預り金
未払金
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	80,000

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	18,872	1,912	1,101
合計	-	18,872	1,912	1,101

第40期（2025年3月31日現在）

2025年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	45,279	45,279	-
敷金	474,324	471,310	△3,013
資産計	519,603	516,589	△3,013
リース債務（注3）	89,468	88,245	△1,222
長期未払金（注4）	9,317	8,824	△492
負債計	98,785	97,070	△1,715

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
関係会社短期貸付金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金（1年内返済予定の長期未払金を除く）
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額

関係会社株式	
子会社株式	1,641,087
その他の関係会社有価証券	80,000

(注3) リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注4) 長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

(注5) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
関係会社短期貸付金	19,384,558	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期が あるもの	866	8,257	8,534	-
合計	19,385,424	8,257	8,534	-

(注6) リース債務及び長期未払金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務 (注3)	18,913	19,247	19,586	19,932	11,789	-
長期未払金 (注4)	2,032	2,032	2,032	2,032	1,185	-
合計	20,946	21,279	21,619	21,965	12,974	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第39期（2024年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	49,108	-	49,108
資産計	-	49,108	-	49,108

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	472,538	-	472,538
資産計	-	472,538	-	472,538

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期（2025年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	45,279	-	45,279
資産計	-	45,279	-	45,279

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	471,310	-	471,310
資産計	-	471,310	-	471,310
リース債務	-	88,245	-	88,245
長期未払金	-	8,824	-	8,824
負債計	-	97,070	-	97,070

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、新規に同様の契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注3) 長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

(有価証券関係)

第39期 2024年3月31日現在				第40期 2025年3月31日現在																																			
<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載していません。</p>				<p>1. 子会社株式及びその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式（貸借対照表計上額 1,641,087千円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載していません。</p>																																			
<p>2. その他有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託</td> <td>37,893</td> <td>20,877</td> <td>17,015</td> </tr> <tr> <td>②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託</td> <td>11,214</td> <td>12,953</td> <td>△1,738</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49,108</td> <td>33,831</td> <td>15,277</td> </tr> </tbody> </table>				区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	37,893	20,877	17,015	②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	11,214	12,953	△1,738	合計	49,108	33,831	15,277	<p>2. その他有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託</td> <td>33,551</td> <td>17,453</td> <td>16,098</td> </tr> <tr> <td>②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託</td> <td>11,727</td> <td>14,402</td> <td>△2,674</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45,279</td> <td>31,855</td> <td>13,423</td> </tr> </tbody> </table>				区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	33,551	17,453	16,098	②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	11,727	14,402	△2,674	合計	45,279	31,855	13,423
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																				
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	37,893	20,877	17,015																																				
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	11,214	12,953	△1,738																																				
合計	49,108	33,831	15,277																																				
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																				
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	33,551	17,453	16,098																																				
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	11,727	14,402	△2,674																																				
合計	45,279	31,855	13,423																																				
<p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>売却額</th> <th>売却益の合計額</th> <th>売却損の合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>債券</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,767</td> <td>829</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,767</td> <td>829</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	株式	-	-	-	債券	-	-	-	その他	5,767	829	-	合計	5,767	829	-	<p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当する取引はありません。</p>															
区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額																																				
株式	-	-	-																																				
債券	-	-	-																																				
その他	5,767	829	-																																				
合計	5,767	829	-																																				

(収益認識関係)

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,958,564	-	16,958,564
運用受託報酬	12,488,818	802,851	13,291,669
投資助言報酬	107,390	-	107,390
その他営業収益	678,515	-	678,515
合計	30,233,289	802,851	31,036,140

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 6,222,195千円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 7,611,757千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	15,928,520	14,072	15,942,593
運用受託報酬	13,578,919	125,279	13,704,198
投資助言報酬	119,640	-	119,640
その他営業収益	698,269	-	698,269
合計	30,325,350	139,352	30,464,702

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 7,473,880千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

(退職給付関係)

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	869,667千円
勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の発生額	29,062千円
退職給付の支払額	△38,184千円
退職給付債務の期末残高	940,999千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	940,999千円
未積立退職給付債務	940,999千円
未認識数理計算上の差異	△13,789千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円
退職給付引当金	927,210千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,778千円
その他	10,687千円
確定給付制度に係る退職給付費用	89,362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用

しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	940,999千円
勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の発生額	△54,402千円
退職給付の支払額	△76,437千円
退職給付債務の期末残高	887,494千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	887,494千円
未積立退職給付債務	887,494千円
未認識数理計算上の差異	41,740千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円
退職給付引当金	929,235千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,127千円
その他	10,501千円
確定給付制度に係る退職給付費用	88,963千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 1.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、91,165千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	283,911千円	292,894千円
未払金	3,362千円	3,308千円
賞与引当金	90,882千円	131,675千円
未払法定福利費	12,359千円	15,190千円
未払事業所税	4,097千円	4,044千円
未払事業税	73,982千円	39,392千円
未払調査費	108,813千円	99,432千円
減価償却超過額	7,259千円	12千円
繰延資産超過額	12,236千円	14,842千円
未払確定拠出年金	2,331千円	2,352千円
未収実績連動報酬	264,384千円	38,200千円
前払費用	-	562千円
未払費用	404,707千円	397,773千円
繰延税金資産小計	1,268,329千円	1,039,682千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,268,329千円	1,039,682千円
繰延税金負債		
前払費用	6,166千円	8,221千円
その他有価証券評価差額金	4,677千円	4,231千円
繰延税金負債合計	10,844千円	12,453千円
繰延税金資産の純額	1,257,485千円	1,027,229千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が8,670千円、法人税等調整額が8,791千円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が120千円減少しております。

4. 法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれら

に関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しています。

(セグメント情報等)

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日												
<p>[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27,411,151</td> <td>3,624,988</td> <td>31,036,140</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）</p> <p>(2) 委託者報酬 3,106,318千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p>	日本	その他	合計	27,411,151	3,624,988	31,036,140	<p>[セグメント情報] 同左</p> <p>[関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,788,631</td> <td>3,676,070</td> <td>30,464,702</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	日本	その他	合計	26,788,631	3,676,070	30,464,702
日本	その他	合計											
27,411,151	3,624,988	31,036,140											
日本	その他	合計											
26,788,631	3,676,070	30,464,702											

(関連当事者情報)

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る 事務代行 手数料の 支払	1,337,087	未払 手数料	450,379
						役員 の兼任				

(注) *取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

*取引金額には、消費税等は含まれておりません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (USD)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Tokio Marine Asset Management (USA), Ltd.	米国・ ニュー ヨーク	500,000	投資運用業 投資助言業	直接100%	運用及び調 査の委託 役員 の兼任	調査費等 の支払 (注1)	969,960	未払金	377,132

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694	損害保険業	なし	投資信託の取扱	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	1,559,839	未払手数料	496,183
						役員の兼任	資金の貸付(注2)	14,166,773	関係会社短期貸付金	19,384,558
						資金の貸付	資金の貸付に係る利息受取(注2)	39,806	関係会社未収収益	-

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注2)資金の貸付については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)にかかるものであり、適用金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また資金の貸付に係る取引金額は、当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(注3)取引金額には、消費税等を含めておりません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	
1株当たり純資産額	660,759円61銭
1株当たり当期純利益金額	123,612円34銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
<p>(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎</p>	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,307,093千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	25,307,093千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
<p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益金額	4,734,352千円

普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,734,352千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第40期	
	自 2024年4月1日
	至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	687,513円86銭
1株当たり当期純利益金額	125,679円97銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
<p>(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎</p>	
貸借対照表の純資産の部の合計額	26,331,781千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	26,331,781千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
<p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益金額	4,813,542千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,813,542千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井章悟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2025年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,635,994
金銭の信託		302,881
前払費用		492,646
関係会社短期貸付金	* 1	16,658,081
未収委託者報酬		4,095,820
未収収益		4,717,739
未収入金		5,782
その他の流動資産		25,153
流動資産計		27,934,100
固定資産		
有形固定資産	* 2	599,630
建物		364,271
器具備品		130,709
リース資産		104,649
無形固定資産		618,815
電話加入権		3,795
ソフトウェア		574,500
ソフトウェア仮勘定		40,519
投資その他の資産		3,490,573
投資有価証券		55,840
関係会社株式		1,647,722
その他の関係会社有価証券		82,100
長期前払費用		82,660
敷金		474,324
その他長期差入保証金		10,030
繰延税金資産		1,137,895
固定資産計		4,709,018
資産合計		32,643,119
負債の部		
流動負債		
未払金		4,380,712
未払手数料		1,858,868
その他未払金		2,521,844
未払費用		597,178
未払消費税等		306,936
未払法人税等		1,160,000
預り金		67,450
前受収益		6,947
賞与引当金		395,919
リース債務		24,518
その他の流動負債		14
流動負債計		6,939,677
固定負債		
長期未払金		8,360
退職給付引当金		941,539

リース債務	81,046
固定負債計	1,030,946
負債合計	7,970,623
純資産の部	
株主資本	24,658,012
資本金	2,000,000
資本剰余金	400,000
その他資本剰余金	400,000
利益剰余金	22,258,012
利益準備金	500,000
その他利益剰余金	21,758,012
繰越利益剰余金	21,758,012
評価・換算差額等	14,482
その他有価証券評価差額金	14,482
純資産合計	24,672,495
負債・純資産合計	32,643,119

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025年4月1日	
至 2025年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	8,562,283
運用受託報酬	6,778,943
投資助言報酬	59,113
その他営業収益	324,147
営業収益計	15,724,487
営業費用	
支払手数料	3,903,819
広告宣伝費	62,933
調査費	4,871,379
調査費	1,818,930
委託調査費	3,052,448
委託計算費	55,767
営業雑経費	138,115
通信費	32,139
印刷費	77,518
協会費	12,575
諸会費	10,697
図書費	5,184
営業費用計	9,032,015
一般管理費	
給料	1,873,571
役員報酬	45,090
給料・手当	1,638,938
賞与	189,542
交際費	7,428
旅費交通費	94,212
租税公課	90,086
不動産賃借料	234,045
退職給付費用	81,106
賞与引当金繰入	395,919

固定資産減価償却費	* 1	166,649
法定福利費		375,290
福利厚生費		9,716
諸経費		260,612
一般管理費計		3,588,639
営業利益		3,103,831
営業外収益		
受取利息		75,382
受取配当金		1,188
金銭の信託運用益		2,882
雑益		5,711
営業外収益計		85,165
営業外費用		
支払利息		1,066
為替差損		26,805
雑損		3,573
営業外費用計		31,445
経常利益		3,157,551
特別利益		
投資有価証券売却益		129
特別利益計		129
特別損失		
ゴルフ会員権売却損		1,400
特別損失計		1,400
税引前中間純利益		3,156,280
法人税、住民税及び事業税		1,083,159
法人税等調整額		△ 113,100
法人税等合計		970,059
中間純利益		2,186,221

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	23,422,588
当中間期変動額					
剰余金の配当					△ 3,850,796
中間純利益					2,186,221
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△ 1,664,575
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	21,758,012

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,922,588	26,322,588	9,192	9,192	26,331,781
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 3,850,796	△ 3,850,796			△ 3,850,796
中間純利益	2,186,221	2,186,221			2,186,221
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			5,289	5,289	5,289
当中間期変動額合計	△ 1,664,575	△ 1,664,575	5,289	5,289	△ 1,659,285
当中間期末残高	22,258,012	24,658,012	14,482	14,482	24,672,495

注記事項

(重要な会計方針)

当中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>① 市場価格のない株式等以外のもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 運用目的の金銭の信託 時価法</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間 (2025年9月30日現在)						
* 1. 貸出コミットメント	<p>当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・サービス（以下「CMS」）を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table><tr><td>貸出コミットメントの総額</td><td>30,000,000千円</td></tr><tr><td>貸出実行残高</td><td>16,658,081千円</td></tr><tr><td>差引額</td><td>13,341,918千円</td></tr></table> <p>なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出</p>	貸出コミットメントの総額	30,000,000千円	貸出実行残高	16,658,081千円	差引額	13,341,918千円
貸出コミットメントの総額	30,000,000千円						
貸出実行残高	16,658,081千円						
差引額	13,341,918千円						

	コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。						
* 2. 有形固定資産の減価償却累計額	<table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>315,937千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>573,954千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>24,094千円</td> </tr> </table>	建物	315,937千円	器具備品	573,954千円	リース資産	24,094千円
建物	315,937千円						
器具備品	573,954千円						
リース資産	24,094千円						

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	
* 1. 減価償却実施額	有形固定資産	63,611千円
	無形固定資産	87,214千円
	リース資産	15,823千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2. 配当に関する事項				
配当金支払額 2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・3,850,796千円				
(ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・・・100,543円				
(ハ) 基準日・・・・・・・・・・2025年3月31日				
(ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・2025年6月26日				

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

・有形固定資産 主として、社内システム用ハードウェア (器具備品) であります。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2025年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のと

おりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	302,881	302,881	-
投資有価証券			
その他有価証券	55,840	55,840	-
敷金	474,324	473,379	△944
資産計	833,046	832,101	△944
リース債務(注3)	105,564	104,695	△869
長期未払金(注4)	10,991	10,469	△521
負債計	116,556	115,164	△1,391

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
 関係会社短期貸付金
 未収委託者報酬
 未収収益
 未収入金
 預り金
 未払金（1年内返済予定の長期未払金を除く）
 未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの中間貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,647,722
その他の関係会社有価証券	82,100

(注3) リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注4) 長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金銭の信託(注2)	△2,082	304,963	-	302,881
投資有価証券				

その他有価証券	-	55,840	-	55,840
資産計	△2,082	360,804	-	358,721

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	473,379	-	473,379
資産計	-	473,379	-	473,379
リース債務(注3)	-	104,695	-	104,695
長期未払金(注4)	-	10,469	-	10,469
負債計	-	115,164	-	115,164

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行勘定貸等）で構成されております。

信託財産のうち、投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

信託財産のうち、デリバティブ取引に関しては、株価指数先物の取引所の価額により算定しており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、レベル1の時価に分類しております。

信託財産のうち、銀行勘定貸については、取引先金融機関から提供された価格により算定しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、新規に同様の契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭の信託の信託財産のうち、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注3) リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注4) 長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2025年9月30日現在）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	証券投資 信託	45,559	22,365	23,194

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	10,281	12,327	△2,046
合計		55,840	34,692	21,148

(金銭の信託関係)

当中間会計期間 (2025年9月30日現在)

運用目的の金銭の信託

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	302,881	5,117

(収益認識関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	8,529,657	32,626	8,562,283
運用受託報酬	6,778,943	-	6,778,943
投資助言報酬	59,113	-	59,113
その他営業収益	324,147	-	324,147
合計	15,691,861	32,626	15,724,487

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 7,473,880千円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 8,813,560千円

(*) なお、当中間会計期間の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用 (投資運用業) を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
13,880,574	1,843,912	15,724,487

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	
1株当たり純資産額	644,190円48銭
1株当たり中間純利益金額	57,081円49銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	24,672,495千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	24,672,495千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益金額	2,186,221千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益金額	2,186,221千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
東京海上セレクション・外国株式インデックス
約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託 東京海上セレクション・外国株式インデックス 運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

MSCI コクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「TMA外国株式インデックスマザーファンド受益証券」（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）に投資します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか外国の株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ①主として、外国の株式を主要投資対象とし、MSCI コクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。
- ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ③実質組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。
- ④信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額（マザーファンドにおいて行う同種の取引のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産（マザーファンドにおいて行う外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）および外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (8) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託 東京海上セレクション・外国株式インデックス 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金1,000万円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条（信託契約の解約）第1項、第50条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第51条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項または第53条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については1,000万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条（有価証券の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第29条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものと

します。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権を、指定販売会社と別に定める自動かけいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって、取得申込に応ずることができます。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびフランクフルト証券取引所（以下「外国における主要証券取引所」といいます。）のいずれかの休業日に該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消することができます。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める金額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限り。）
 3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行

株式会社を受託者として締結された「TMA外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（有価証券の借入）、第29条（外国為替予約の指図）、第33条（有価証券の売却等の指図）、第34条（再投資の指図）および第35条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（有価証券の借入）、第29条（外国為替予約の指図）、第33条（有価証券の売却等の指図）、第34条（再投資の指図）および第35条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、日本国内の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第24条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【有価証券の空売の運用指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第27条（有価証券の借入）の規定により借入れた有価証券を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第28条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信

託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第29条の2 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価

証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年4月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年4月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第40条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の20の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項

に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

第45条 受益者に帰属する収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。

- ④ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

- ⑤ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【償還金の時効】

第46条 受益者が、信託終了による償還金について前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

- ④ 第1項の規定にかかわらず、外国における主要証券取引所のいずれかの休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【運用状況に係る情報の提供】

第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により

提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第3条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年4月28日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社